

三重県消防広域化及び連携・協力に 関する推進計画(仮称)（中間案）

平成 30 年（2018 年）12 月

三 重 県

目 次

第1章 計画の基本的な事項 P1
1.1 計画策定の目的	
1.2 計画に定める事項	
第2章 消防の広域化及び連携・協力の経緯等 P2
2.1 消防の広域化及び連携・協力の経緯	
2.1.1 国におけるこれまでの経緯	
2.2 全国の取組状況	
2.2.1 広域化の取組状況	
2.2.2 連携・協力の取組状況	
2.2.3 消防の広域化の成果（全国の事例）	
2.2.4 広域化が進まなかつた理由	
第3章 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況 P10
3.1 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題	
3.2 三重県の消防の現況	
3.2.1 消防本部の現状	
3.2.2 消防の活動状況	
3.2.3 消防力の状況	
3.3 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性	
第4章 消防力の向上に向けた取組 P28
4.1 10年間の振り返り	
4.1.1 消防力カードに基づく消防力の推移	
4.1.2 三重県における広域化及び連携・協力の取組状況	
4.2 10年後の消防体制の姿	
4.3 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について	
4.3.1 消防の連携・協力の推進について	
4.3.2 消防の広域化の推進について	
第5章 消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置 P38
5.1 広域化及び連携・協力推進のための措置事項	
5.1.1 国の支援措置	
5.1.2 県の支援措置	

第1章 計画の基本的な事項

1.1 計画策定の目的

本年（平成30年）4月、消防庁が定める消防の広域化及び連携・協力に関する基本指針の一部改正が行われ、その中で平成18年の消防組織法改正以降の10年以上にわたる取組を振り返った上で、今一度原点に立ち返り、都道府県の消防広域化推進計画を再策定することが求められました。

このため、県では、消防の広域化と広域化につなげる消防の連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき、消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況など、現状や課題を聞き取りました。

また、地域ごとの広域化及び連携・協力の取組状況をふまえ、中長期的な消防体制の将来像の展望と、展望を見据えた推進期間中の取組について各消防本部と議論を重ね、今後の本県における消防体制の方向性を示した「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

1.2 計画に定める事項

推進計画では、消防を取り巻く環境の変化、消防の現状と課題、地域ごとの取組の現状等のほか、中長期的な広域化を展望しつつ、国が定める推進期限である5年間の各地域における取組など、次の事項を定めています。

- ①消防の広域化及び連携協力の経緯等
- ②消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況
- ③消防力の向上に向けた取組
 - ・10年間の振り返りと10年後の消防の姿
 - ・今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について
- ④消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置

第2章 消防の広域化及び連携・協力の経緯等

2.1 消防の広域化及び連携・協力の経緯

2.1.1 国におけるこれまでの経緯

1 消防の広域化

(1) 市町村の消防の広域化の必要性

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要がありますが、小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されるなど、全国的に見ると消防の体制としては必ずしも十分でない場合があるとされています。

これらの課題を克服するためには、市町村の消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であるとの考え方から、市町村の自主的な消防の広域化を推進する必要があります。

(2) 消防組織法の改正、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の告示

総務省消防庁は、消防の広域化を推進するため、平成18年6月に消防組織法の一部を改正するとともに、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を定め、各都道府県は平成19年度中に「消防広域化推進計画」を策定し、その後5年度以内(平成24年度末まで)を目途に広域化を実現することとされました。

なお、基本指針では、広域化の規模は、管轄人口が概ね30万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるとし、地域の実情にかかわらず、全国において同様に推進することとされました。

(3) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正(平成25年4月1日)

基本指針に示された広域化実現の期限である平成24年度末を迎ましたが、全国的には小規模な消防本部が全消防本部の約6割を占めるなど、広域化はまだ十分とは言えず小規模消防本部が抱える課題が克服されていない状況にありました。このことに加え、東日本大震災での教訓や類例をみない大規模災害等の発生、また、今後の災害リスクの高まり、さらに将来の日本の総人口が減少することが予想されていることをふまえると、国、都道府県及び市町村が一体となった消防の広域化の推進による小規模消防本部の体制強化がこれまで以上に必要となることから、平成25年4月1日に基本指針を改正し、広域化の推進期限が平成30年4月1日まで延長されました。

この改正では、第一に、広域化の組合せは管轄人口30万人以上の規模を一つの目標としながらも、この規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広

域化を着実に進めるという観点から、地域の実情を十分に考慮すること、第二に、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要がある地域に、国・都道府県が集中的に支援することとされました。

(4) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正（平成30年4月1日）

これまでの取組により、全国において一定程度の広域化が実現したものの、小規模な消防本部はまだ多数存在するなか、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等に対応していくために消防力の強化が必要なこと、また、小規模消防本部における消防力整備率は、はしご自動車、化学消防車等について消防本部の規模による顕著な差が見られることなどから、国、都道府県及び市町村が一体となり、消防力の維持・強化に有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題であるとして、平成30年4月1日に再び旧基本指針を改正し、広域化の推進期限が2024年4月1日まで延長されました。

基本指針改正のポイント

- 各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えた上で、都道府県が当該分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議論し、県推進計画を再策定する。
- 県推進計画の再策定にあたっては、以下のこと留意し、おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せ（広域化対象市町村）を定めた上で、推進期限 5 年間までに広域化すべき組合せ（広域化重点地域）を定めるものとする。
 - ① 過去約 10 年間の広域化の進捗状況等を振り返り、市町村の現況を把握し、広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね 10 年後の消防体制の姿を見通す必要がある。
 - ② 広域化の対象となる市町村に加え、広域化につなげるべく、連携・協力の対象となる市町村についても記載する必要がある。
 - ③ 全県一区での広域化は理想的な消防本部のあり方の一つとも言える。その上で、現状をふまえると管轄人口 30 万人以上の規模を一つの目標とすることが適当であるが、地域の事情があるため、この規模目標には必ずしもとらわれず、小規模消防本部の広域化を着実に進めといつ観点から、地域の実情を十分に考慮する必要がある。
 - ④ 管轄人口 10 万未満の小規模消防本部及び消防吏員数が 100 人以下の準特定消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要がある。
 - ⑤ 消防吏員数が 50 人以下の特定小規模消防本部については、原則、広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があること、また、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましい。

2 消防の連携・協力

(1) 「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の告示

消防の広域化は、消防組織法において「2以上の市町村が消防事務を共同して処理すること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること」と定義されています。この意図するところは、言うまでもなく消防の組織を統合することによる行財政のスケールメリットの発揮です。

その一方で、消防審議会の「消防の広域化及び連携・協力に関する答申（平成29年3月15日）」では、「直ちに広域化を進めることができ困難な地域においても必要となる消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要である」との答申がなされました。

これを受け、消防の広域化を消防体制の整備・確立に向けて有効な手段の一つとして推進していくとともに、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防事務の一部について柔軟に連携・協力をを行う「消防の連携・協力」を推進することとし、平成29年4月1日に「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（以下「連携・協力基本指針」という。）を定め、その期限は、2023年4月1日とされました。

消防の連携・協力を実施するにあたっては、地域の災害特性や消防需要の見通し、地形的な状況等について把握分析しながら、関係する消防本部において積極的な検討を実施していくこととし、消防の連携・協力を行おうとするときは、市町村において協議により消防の連携・協力の円滑な実施を確保するための計画（以下「連携・協力実施計画」という。）を作成することが求められています。

(2) 「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」の改正

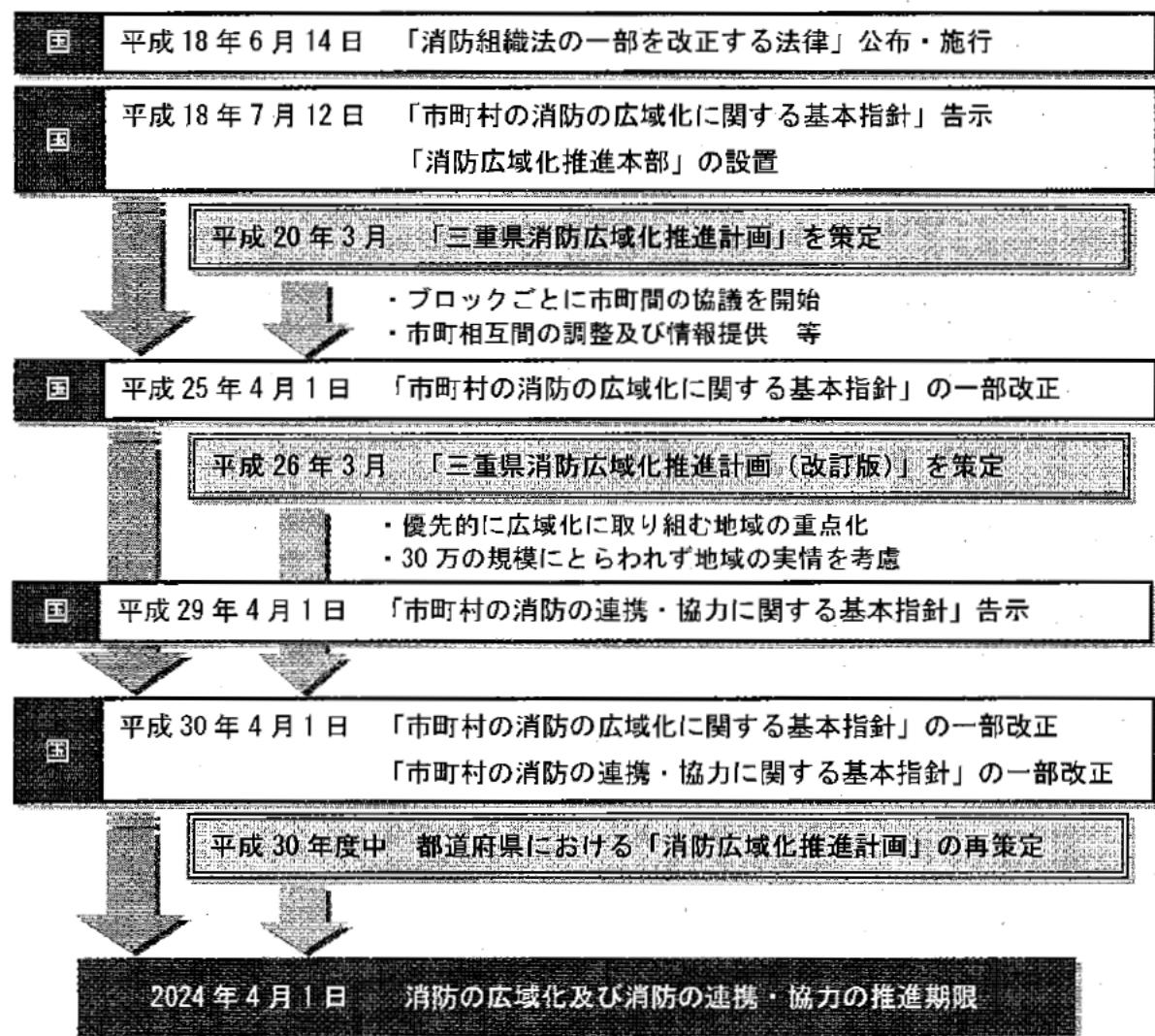
平成30年4月1日の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正に伴い、同日付で連携・協力基本指針についても改正が行われ、その中で県においても、高機能消防指令センターの共同運用などの市町村の消防の連携・協力について、広い視野で検討し、県推進計画において対象となる市町村を定めるものとされました。

また、広域化の実現の期限とあわせ、連携・協力の期限についても2024年4月1日まで延長されました。

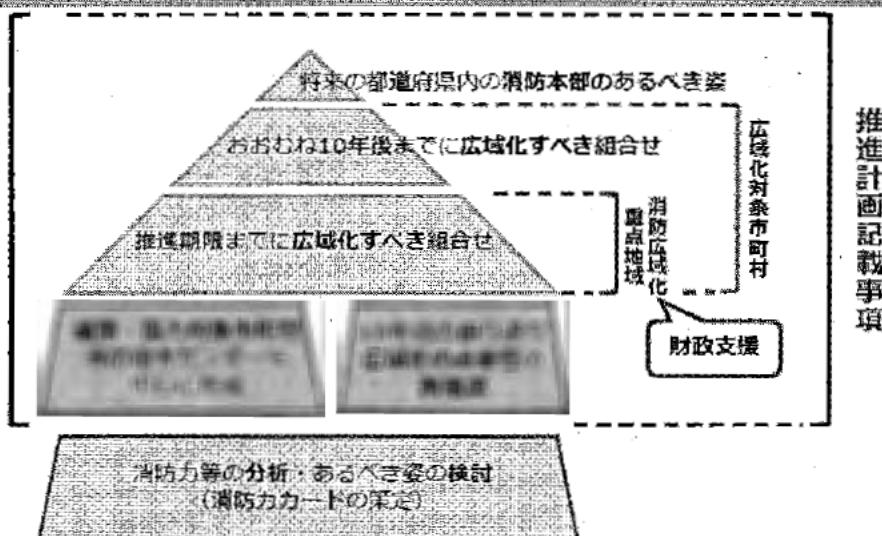
（連携・協力基本指針で示された連携・協力の具体例）

- ① 通信指令業務の共同運用
- ② はしご自動車や特殊災害車両等の出動頻度の高くない車両の共同整備
- ③ 管轄の境界付近における消防署所の共同設置
- ④ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務における連携・協力
- ⑤ 専門的な人材育成 等

消防の広域化及び連携・協力のスケジュール



今後の広域化の全体の方向性（基本指針による）



2.2 全国の取組状況

2.2.1 広域化の取組状況

平成18年度当時、全国の811消防本部のうちには管轄人口10万人未満の消防本部が492本部(60.6%)存在しました。

平成18年の消防組織法の一部改正以降、全国の52地域で広域化が実現し、平成30年4月1日までの間に、全国の消防本部数は約1割の83消防本部が減少し、728消防本部となり、消防吏員50人以下の消防本部は73消防本部と約4割減少しましたが、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が依然として、59.2%と約6割を占めています。

規模別の消防本部数及び減少数

本部規模	本部数	割合	減少数		減少割合
			(H30←H18)		
全消防本部	728	—	▲83		▲10%
うち 管轄人口 10万人未満	431	6割	▲61		▲12%
消防吏員 100人未満	283	4割	▲85		▲23%
消防吏員 50人以下	73	1割	▲46		▲39%

出典：消防庁HP

2.2.2 連携・協力の取組状況

消防の連携・協力について、特に通信指令業務の共同運用については、平成30年4月1日現在で、47の地域・193消防本部において、消防指令センターの共同運用が実現しています。

また、平成29年度から消防庁において具体的な先進事例を積み上げ、より効果的な推進につなげるため、以下のモデル事業が実施されており、②については、平成29年度に鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部の間ではしご自動車の共同整備に向けた調査研究が実施されました。

- ① 各種業務における職員の相互派遣を実施した場合のメリット・デメリット、組織統合に対する中長期的影響の調査
- ② はしご自動車等、年間出動件数の少ない車両の共同整備に向けた試算、統合整備による効果の検証
- ③ 他団体の応援体制及び自団体の応援実施中の消防力確保のあり方の検証
- ④ 車両の共同運用をはじめとする消防応援協定のあり方に関する調査研究

2.2.3 消防の広域化の成果（全国の事例）

実際、消防の広域化または連携・協力を実現した全国の消防本部では、以下のとおり具体的なメリットが発揮されています。

(1) 住民サービスの向上

ア. 火災初動対応（第一出動）時の出動車両数等の充実

- ・奈良県広域消防組合：3～6台 → 6～7台
- ・宇部・山陽小野田消防局：5台 → 7台
- ・小田原市消防本部：6台 → 10台

イ. 大規模災害時の対応

- ・熊本市消防局の広域化により平成28年4月の熊本地震時、益城町・西原村地域において、初回通報から1時間以内に消防車両24台、活動人員82人の大規模な消防力で対応することができた。

（広域化前の場合、4台12人+非番招集で対応）

- ・とかち広域消防局の広域化により市町の境界を越える出動が可能になり、平成28年8月台風10号による土砂災害時、芽室町に帯広消防署からボート艇と隊員13人を投入できた。また、清水町には本部員26人+帯広消防署員4人+幕別消防署員2人を投入できた。

ウ. 救急出動時における現場到着時間（覚知～現場到着）の短縮

- ・弘前地区消防事務組合：弘前市種市 ▲13分39秒
- ・小田原市消防本部：小田原市小竹 ▲4分51秒
- ・草加八潮消防局：草加市 ▲1分00秒～▲2分36秒

(2) 人員配備の効率化と充実

ア. 現場への手厚い人員体制が可能に

- ・奈良県広域消防組合：210人の人員を現場へ配置転換

　本部要員▲156人（276→120人）、通信指令要員▲54人（94→40人）

イ. 予防業務の充実による火災の未然防止強化

- ・富良野広域連合消防本部：予防担当者を専任化
- ・東近江行政組合消防本部：5消防署全てに予防査察担当者を専任配置
（3～4名体制）

ウ. 非番出動の減少による働き方改革

- ・埼玉東部消防組合消防局：広域化後は火災における非番招集を原則廃止

(3) 消防体制の基盤の強化

ア. 高機能消防指令センター整備

- ・共同整備を行った19本部の平均整備費 ▲49.8%

北はりま消防本部：整備費が半減（11.4億円→5.8億円）

ちば消防共同指令センター：整備費が4割減（91億円→58億円）

- ・沖縄県では、指令人員体制が従前の3分の1に（現状29人体制）

整備費に比例するとされる毎年のシステム維持費も減少

→ 捻出した経費や人員を、設備の高度化や充実、現場要員充実に

イ. 人事ローテーションによる組織の活性化

- ・埼玉東部消防組合消防局：広域化により異動先が増えたことで組織が活性化した。

ウ. 派遣研修の充実により消防職員の人材力が向上

- ・宇部・山陽小野田消防局：広域化により人員確保が容易になり消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

出典：消防庁資料

2.2.4 広域化が進まなかった理由

平成28年5月23日、消防庁長官から消防審議会に対し「人口減少や災害の多様化等社会環境の変化に対応し、必要となる消防力を維持していくための消防体制のあり方等」について諮問があり、平成29年3月15日、消防審議会は、「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」を取りまとめました。

この答申では、全国的に広域化が進まない主な理由として、以下の理由が挙げられており、こうした課題をふまえ、都道府県及び市町村は、広域化の実現に向けた議論を粘り強く進めていくことが求められる、としています。

- ① 地理的理由により広域化のメリットが得られない、既に合併、組合消防、事務委託しているので広域化は必要ないと考えており、広域化の協議に至らない。
- ② 小規模本部では、広域化により周辺地域となり消防力が低下することや負担金が増加することを懸念している。
- ③ 大規模本部では、現在の規模が適当・十分と考えており、広域化による消防力の流出を懸念している。
- ④ 広域化によって署所が削減される、地元と消防の結びつきが弱まる、防災部局や消防団との連携が困難になるといった懸念がある。
- ⑤ 人件費の調整が難航したり、施設整備の時期が不一致であることにより広域化の協議が進まない。

出典：消防審議会「消防の広域化及び連携・協力に関する答申」

第3章 消防を取り巻く環境の変化と三重県の消防の現況

3.1 消防を取り巻く環境の変化と対応すべき課題

1 大規模災害等への対応

東日本大震災から7年が経過し、震災の教訓をふまえた様々な災害対応力の強化がなされてきていますが、東日本大震災以降も熊本地震や平成30年7月豪雨など自然災害が多発しており、新たな課題への対応が必要となっています。

また、平成28年12月には昭和51年の酒田の大火以来40年ぶりとなる大規模な火災が糸魚川市の木造の建築物が密集した地域において発生し、本県でも平成30年1月に発生した伊勢市のアーケード火災、名張市の工場火災では、県内相互応援協定に基づき、近隣消防本部から部隊の派遣が行われました。

さらに、今後発生することが予想されている南海トラフ地震や首都直下型地震では、東日本大震災を上回る被害の発生が懸念されています。

このような複雑・多様化する災害等をふまえ、さらなる消防体制の強化や安全対策の推進などに取り組む必要があります。

単独の市町では対応できないような大規模・特殊災害等においては、他の市町、県及び自衛隊等の関係機関と協力しつつ、広域的な対応体制を確保することが必要となります。また、体制の整備については、①合理的に人員を配置した警防活動体制及び現場指揮体制の整備、②高度で専門的な知識・経験を有する予防要員の確保、③救急業務の高度化・専門化に的確に対応した救急体制の整備等を図ることが必要となってきています。

2 人口減少、少子高齢化への対応

本県の将来推計人口は、2045年には143万1千人となり、平成27年の国勢調査による181万6千人と比べ38万5千人、21.2%の減少となります。

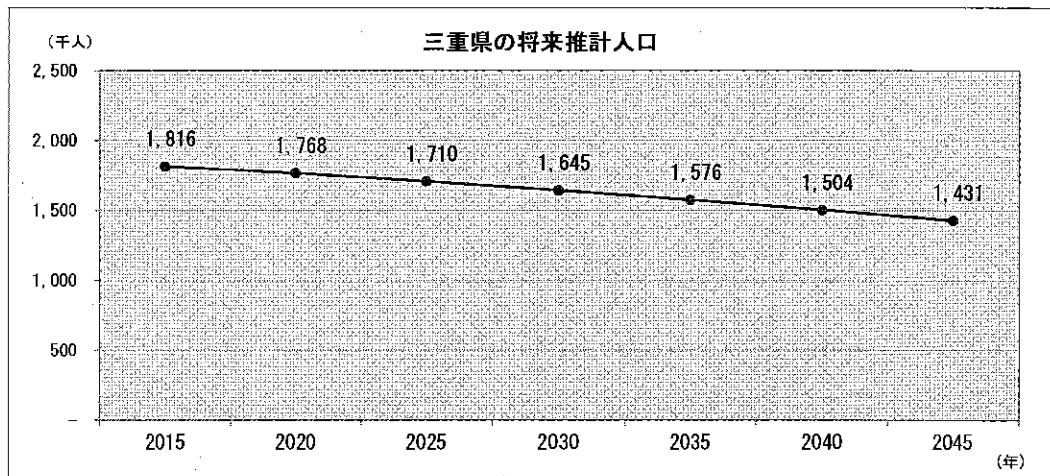
年齢階層別で見ると、年少人口（0～14歳）の構成比率は、平成27年の12.9%が、30年後の2045年には10.9%へと2.0ポイント減少する一方で、老人人口（65歳以上）の構成比率は、平成27年の27.9%が、30年後の2045年には38.3%へと10.4ポイント増加するという推計が出されており、人口減少とあわせて少子高齢化が一層進展するものと予測されます。

人口減少により、各消防本部の管轄人口も減少すると考えられることから、今後、各消防本部においては、管轄人口に応じて小規模化が進むことが懸念され、常備消防とともに地域の消防を担っている消防団の団員確保にも大きな支障が生じることが懸念されます。また、人口減少により低密度化が進展しているものの、消防活動として必要な署所等の数に大きな変化はないと考えられ、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高くなります。

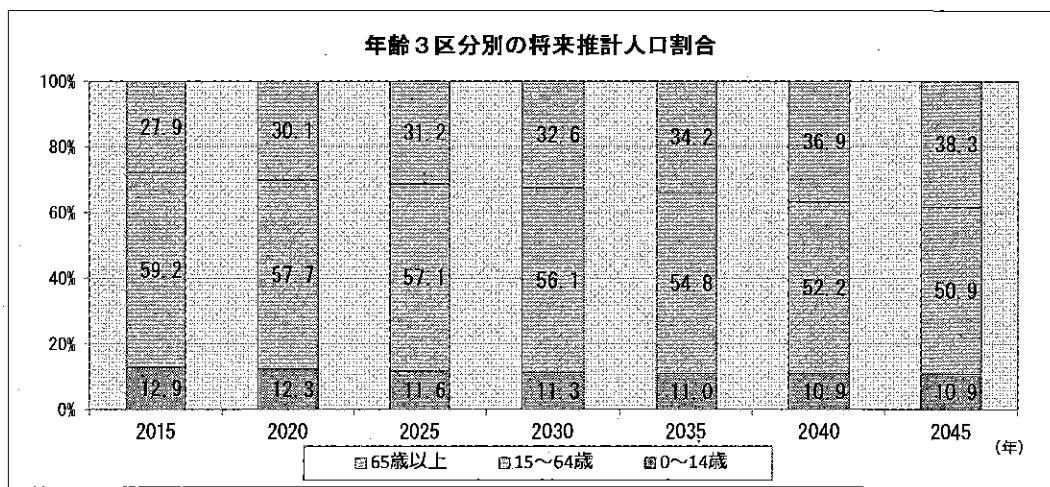
さらに、高齢者、特に高齢者独居世帯の増加に伴い、避難行動要支援者の数が増加していくことが想定され、消防防災活動における対応力の強化が求められることになります。また、急病等の救急需要の増加傾向は今後も続くと予想され、

救急業務の重要性が増している消防行政にとっては大変懸念される状況にあるとともに、生産年齢人口の減少に伴い市町財政が一層厳しさを増すことが予想される中で、行財政改革の推進などにより財政面での制約もさらに厳しくなることが見込まれます。

このような人口動態等による影響は消防本部の規模が小さいほど深刻であると考えられ、小規模消防本部の体制強化が必要となっています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

3 新たな社会資本整備への対応

県内では、新名神高速道路等の整備が進んでいますが、高速道路やトンネル内の事故等については、一般道路での事故に比べ多くの車両が巻き込まれ、大規模な事故となる可能性が極めて高いと予想されます。

また、高速道路のインターチェンジ周辺は大型施設の建設等によって都市構造が変化することも予想され、交通事故の発生、救急需要の増加、複数箇所での火災、災害発生等に対応できる消防体制が必要となってきます。

4 女性消防吏員の活躍推進への対応

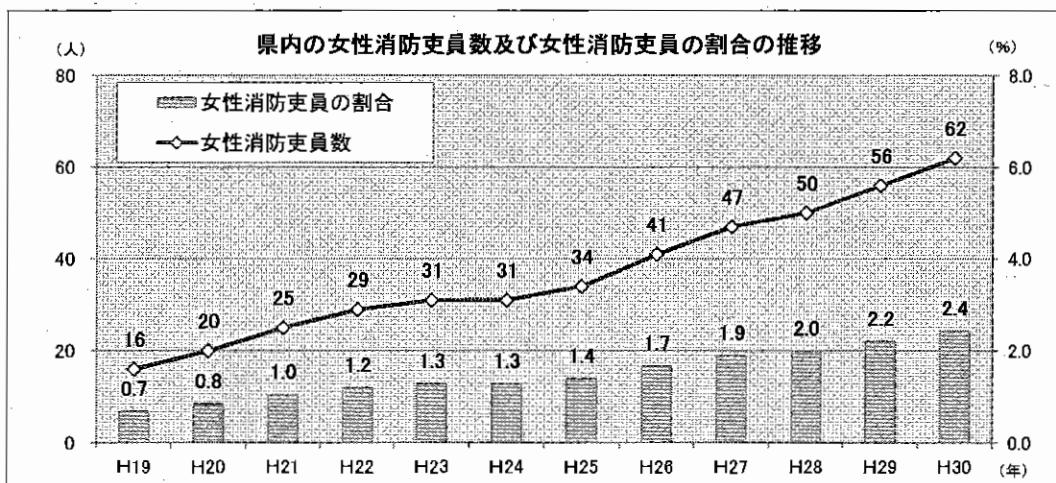
国を挙げて女性の活躍推進が取り組まれていますが、全国の消防本部における女性吏員の割合は、平成 29 年 4 月現在で 2.6% と、他の救助機関である警察、自衛隊、海上保安庁と比較して最も低水準にあります。

消防庁では、平成 27 年 3 月に「消防本部における女性職員の更なる活躍に向けた検討会」を開催し、検討会の提言内容をふまえ、「消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」（平成 27 年 7 月 29 日付け消防消第 149 号消防庁次長通知）を発出し、消防分野においても、より多くの女性が参画、活躍することで、住民サービスの向上や消防組織の活性化、組織力の強化、士気の向上が図られるとして、消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国の比率を、2026 年度当初までに 5 % に引き上げることを共通目標とすることが示されました。

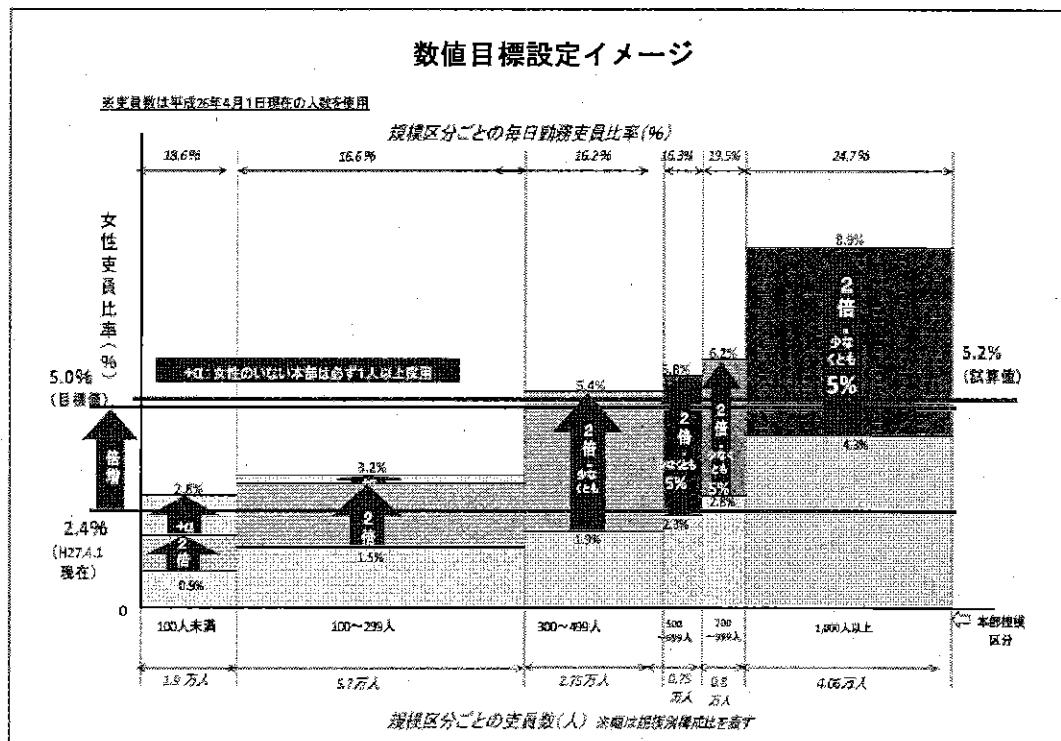
県内では、今年度初めて 4 消防本部が女性消防吏員を採用するなど年々、女性消防吏員は増加していますが、女性消防吏員の割合は、平成 30 年 4 月現在で 2.4 % と、昨年度の全国平均 2.6 % を下回っています。

各消防本部では、消防本部の実情に応じながら、市町部局が開催する職員採用説明会、消防庁が主催する女子学生等を対象とした職業説明会（ワンデイ・インターンシップ）、民間主催の職業説明会などに参加し、多くの女性に職業選択するうえで、消防を選択肢の一つに含めてもらえるよう積極的な P R 活動に取り組んでいます。また、消防庁舎の女性専用施設の計画的な整備や、消防庁の女性消防吏員活躍推進アドバイザーを招くなど、女性消防吏員が働きやすい職場環境づくり等に努めているところです。

このように、各消防本部においては、女性消防吏員の計画的な増員や女性消防吏員の職域拡大の推進、ライフステージに応じた様々な配慮、施設・装備の改善など、今後、継続してソフト・ハード両面からの具体的な取組の推進が必要となっています。



出典：平成 19 年～30 年度消防防災・震災対策現況調査



出典：消防庁資料

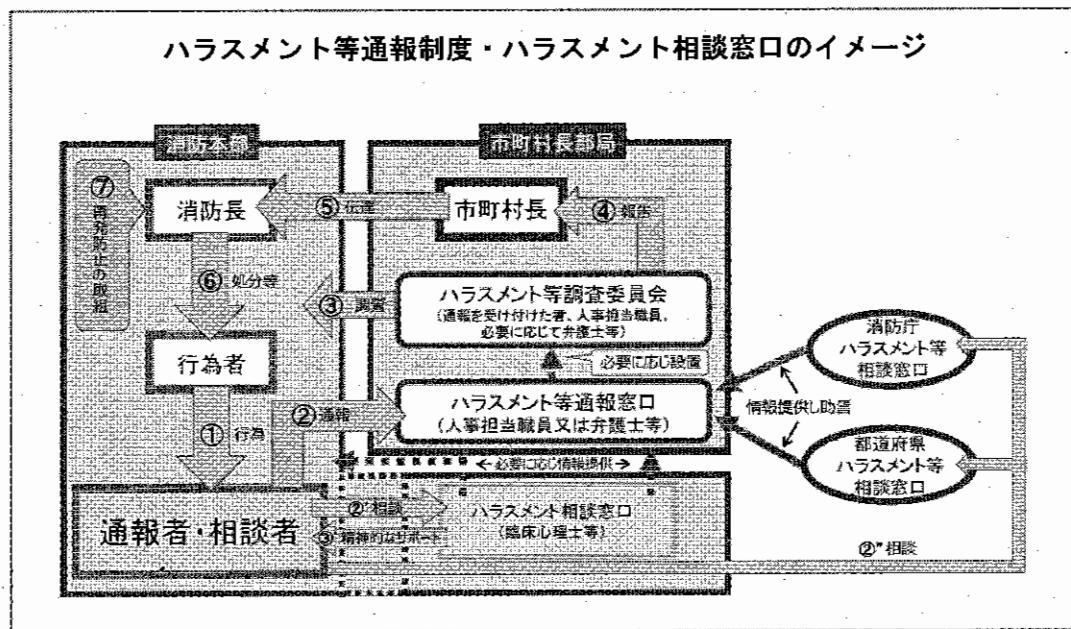
5 ハラスメント等への対応

ハラスメントや不祥事は、国民・住民の信頼を著しく損ねるものであるだけでなく、消防職員の士気の低下や職場環境の悪化により、住民サービスとしての消防力の低下にもつながりかねません。

消防庁では、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメントやその他不祥事等（以下「ハラスメント等」という。）について、実態を調査し、各消防本部において講じる対策のあり方について検討するため、平成29年2月に「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループ」が開催され、同年7月4日に検討結果となる対応策が取りまとめられました。また、その検討結果をふまえ「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について」（平成29年7月4日付け消防消第171号消防庁次長通知。以下「消防庁通知」という。）が発出され、この消防庁通知では、各消防本部に対し、ハラスメント等を撲滅するため、消防長の宣言、ハラスメント等の対応策に関する内部規程の策定、ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置等が求められています。

県では、この消防庁通知を受けて、平成29年7月に県におけるハラスメント等相談窓口を消防・保安課に設置し、各消防本部を通じてそれぞれの所属職員に対して周知を行っています。また、県内の各消防本部では、ハラスメント等の撲滅に向けた取組が進められており、三重県消防長会では、消防長及び人事担当者を対象にした研修会が開催され、職員の意識向上にも取組まれています。

しかしながら、消防庁において昨年度実施された「消防本部におけるハラスメント等への対応策取組実態調査（平成29年11月1日現在）」によると、消防庁から示されている全ての項目について、県内消防本部では未実施の項目も見られることから、今後も引き続き着実な取組の推進を図り、ハラスメント等の撲滅に向けた体制の構築が必要となってきています。



出典：消防庁資料

3.2 三重県の消防の現況

3.2.1 消防本部の現状

県内には、15 の消防本部があり、その内訳は、市町の単独設置 7 本部、事務委託方式 4 本部、一部事務組合方式 4 本部となっています。

県全体の面積は約 5,774.41 km²で、消防本部によって管轄面積は約 100 km²から 700 km²超までと様々であり、一消防本部あたりの平均管轄面積は約 385 km²となります。全国の一消防本部あたりの平均管轄面積は約 509 km²であることから、平均管轄面積は全国と比べると小さい状況にあります。

一方、県全体の人口は 1,815,865 人（平成 27 年国勢調査）で、一消防本部あたりの平均管轄人口は約 12.1 万人です。全国の一消防本部あたりの平均管轄人口は 17.5 万人であり、全国を下回っています。県内 15 消防本部のうち、30 万人以上の規模を有するのは四日市市消防本部のみで、人口 10 万人以上 30 万人未満は 5 消防本部、10 万人未満は 9 消防本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にあります。

消防吏員数は、県全体が 2,546 人（平成 30 年 4 月 1 日現在）で、消防吏員数が 100 人未満の消防本部は 5 消防本部あり、そのうち特定小規模消防本部（消防吏員数が 50 人以下）が 1 消防本部、準特定小規模消防本部（消防吏員数が 100 人以下）が 4 消防本部あります。

県内15消防本部の概況

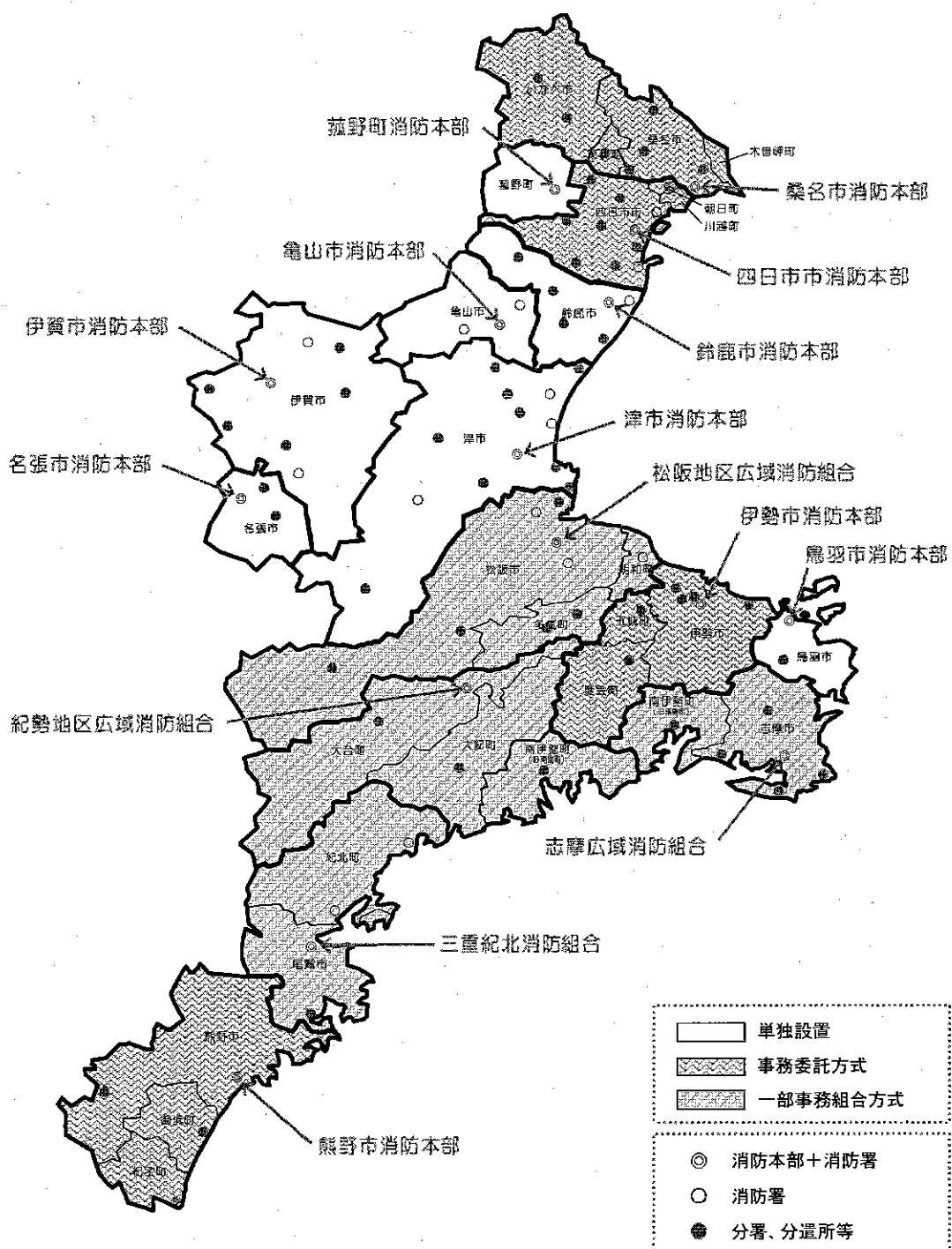
(平成30年4月1日現在)

消防本部名	消防吏員数 (人)	うち女性 吏員数 (人)	消防署 及び 出張所	H27国調 管轄人口 (人)	管轄 面積 (km ²)	管轄市町名	事務処理 方式
桑名市消防本部	251	6	3	5	217,819	394.93	◎桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市市消防本部	358	15	3	8	336,343	221.16	◎四日市市、川越町、朝日町
菰野町消防本部	52	0	1	0	40,210	107.01	菰野町
鈴鹿市消防本部	203	4	2	4	196,403	194.46	鈴鹿市
亀山市消防本部	85	1	1	2	50,254	191.04	亀山市
津市消防本部	362	13	4	9	279,886	711.19	津市
伊賀市消防本部	177	5	3	5	90,581	558.23	伊賀市
名張市消防本部	117	1	1	2	78,795	129.77	名張市
伊勢市消防本部	200	7	1	6	151,557	384.24	◎伊勢市、玉城町、度会町
鳥羽市消防本部	45	0	1	1	19,448	107.34	鳥羽市
志摩広域消防組合	141	3	1	5	57,837	287.80	志摩市、南伊勢町(ただし、旧南勢町の区域に限る)
松阪地区広域消防組合	278	5	4	5	201,327	767.68	松阪市、多気町、明和町
紀勢地区広域消防組合	92	1	1	3	23,788	729.22	大台町、南伊勢町(ただし、旧南島町の区域に限る)、大紀町
三重紀北消防組合	105	1	3	1	34,347	449.24	尾鷲市、紀北町
熊野市消防本部	80	0	1	3	37,270	541.10	◎熊野市、御浜町、紀宝町
合計	2,546	62	30	59	1,815,865	5,774.41	29市町

※ 管轄市町名の「◎」は事務受託市

出典：平成 30 年度消防防災・震災対策現況調査

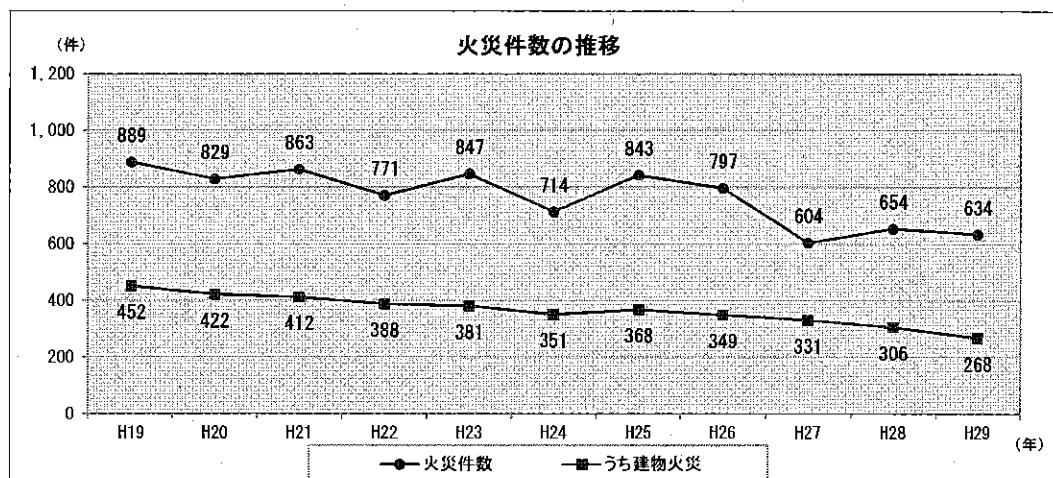
事務処理方式の形態及び消防署所の配置



3.2.2 消防の活動状況

(1) 火災出動の状況

県内の平成 19 年から平成 29 年までの火災件数の推移は、年によって若干の変動はあるものの、ゆるやかな減少傾向となっています。そのうち火災全体の 4~5 割程度を占めている建物火災件数については、一般住宅の火災が減少しており、全体の件数自体は減少傾向にあります。

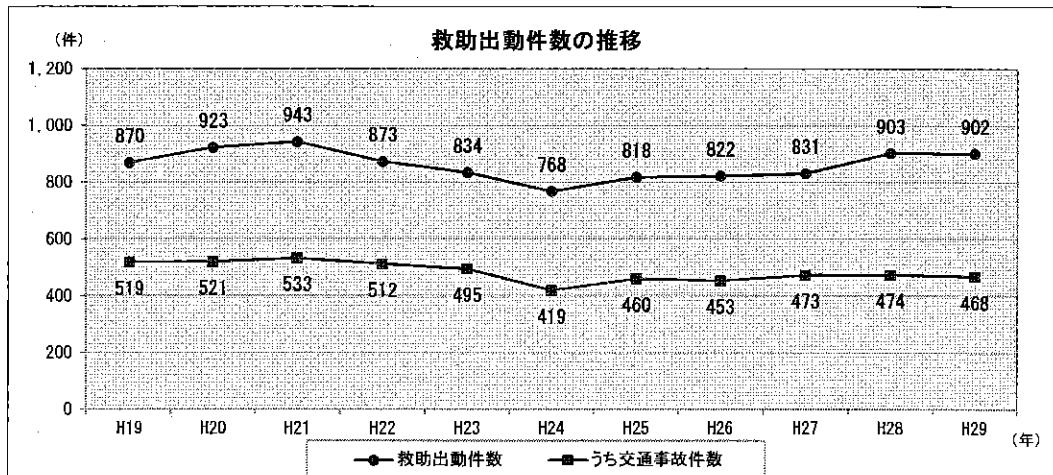


出典：平成 19~29 年火災報告

(2) 救助活動の状況

消防機関の行う救助業務は、昭和 61 年 4 月の消防法改正により、救助隊が法的に位置づけられ、対象とする事案は、火災、交通事故、水難事故、自然災害から特殊災害まで広範囲に及んでいます。

県内には 14 消防本部に 20 の救助隊が配置されており、毎年 800~900 件の救助出動が行われています。救助出動件数のうちでは、交通事故によるものが最も多く、全体の 5 割程度を占めています。



出典：平成 19~29 年救急・救助の現況

救助隊の現状

平成30年4月1日現在

消防本部名	救助隊	特別救助隊	高度救助隊
桑名市消防本部	2	0	0
四日市市消防本部	3	1	1
菰野町消防本部	1	0	0
鈴鹿市消防本部	1	1	0
亀山市消防本部	1	0	0
津市消防本部	2	2	1
伊賀市消防本部	1	0	0
名張市消防本部	1	0	0
伊勢市消防本部	1	1	0
鳥羽市消防本部	1	0	0
志摩広域消防組合	1	0	0
松阪地区広域消防組合	3	1	0
紀勢地区広域消防組合	1	0	0
三重紀北消防組合	1	0	0
熊野市消防本部	0	0	0
計	20	6	2

出典：消防力カード

※特別救助隊 … 救助隊の一般的な装備に加え、マット型空気ジャッキや陽圧式化学防護服などの特別な装備並びに救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成された救助隊

※高度救助隊 … 特別救助隊の装備に加え、画像探索機、熱画像直視装置、地震警報器などの高度な装備及び当該装備を積載できる救助工作車を有し、人命の救助に関する専門的かつ高度な教育を受けた隊員で編成された救助隊

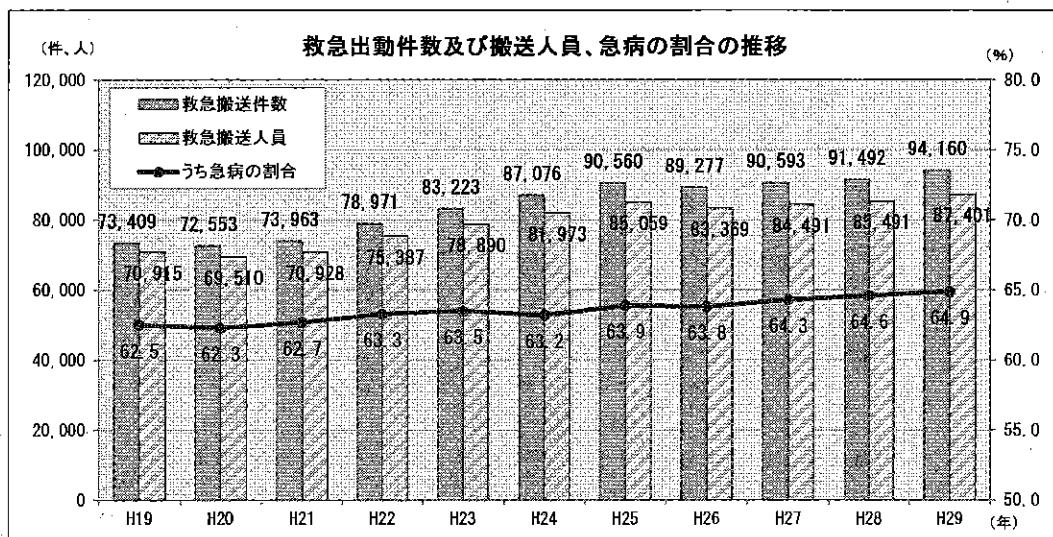
(3) 救急活動の状況

消防機関が行う救急業務は昭和38年に法制化され、平成3年には、救急現場や搬送途上における応急処置の充実による傷病者の救命率の向上を図るために救急救命士の制度が導入され、より高度な観察及び応急処置を行うことができるようになりました。

また、近年、救急現場や搬送途上における応急処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる応急処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図ってきています。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要が年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数は平成19年から平成29年にかけて約28%の増加となっています。救急出動のうち急病の割合も年々増加傾向にあり、平成29年においては全体の約65%を占めています。

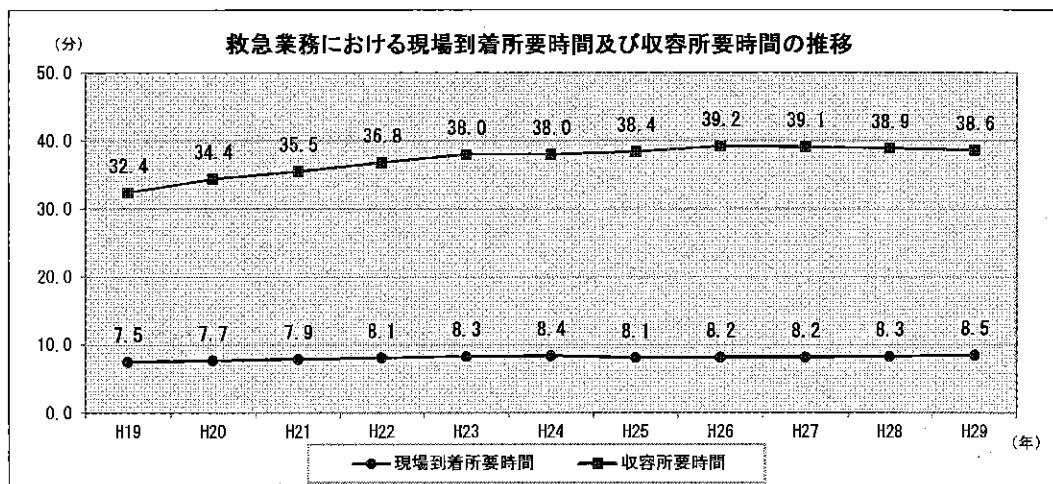
これを消防本部ごとに見ると、すべての消防本部で増加傾向となっており、高齢化の進展に伴い、救急搬送件数は今後も増加することが見込まれます。



出典：平成 19～29 年救急・救助の現況

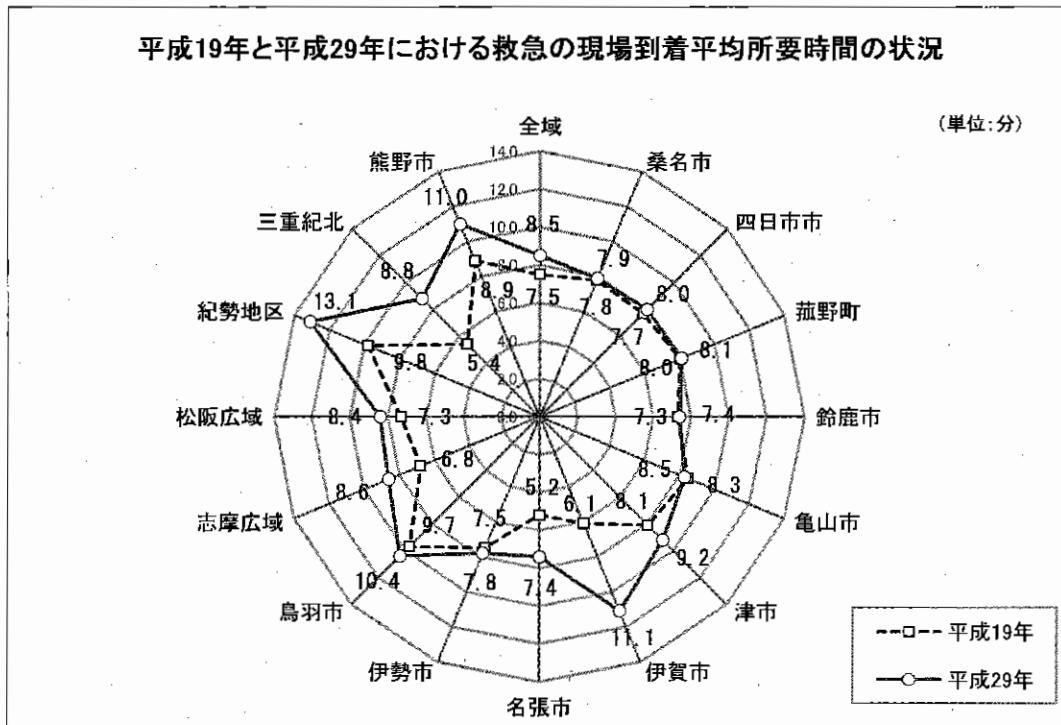
また、救急活動における現場到着所要時間は延伸傾向にあり、収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）は、ここ数年、わずかに短縮しているものの、県平均で平成 29 年には平成 19 年と比べ約 6 分延伸しています。消防本部ごとに見ても、現場到着所要時間及び収容所要時間ともに長くなっています。特に、収容所要時間については、3 消防本部で 10 分以上長くなっています。

ここ 10 年間における救急出動件数の約 28% の増加に対して、救急隊数はこの 10 年間で約 6 % の増（平成 19 年 4 月 1 日現在 99 隊、平成 29 年 4 月 1 日現在 105 隊）にとどまっており、このような救急業務における需給ギャップの拡大が収容所要時間等の活動時間に影響を及ぼしていることも考えられます。



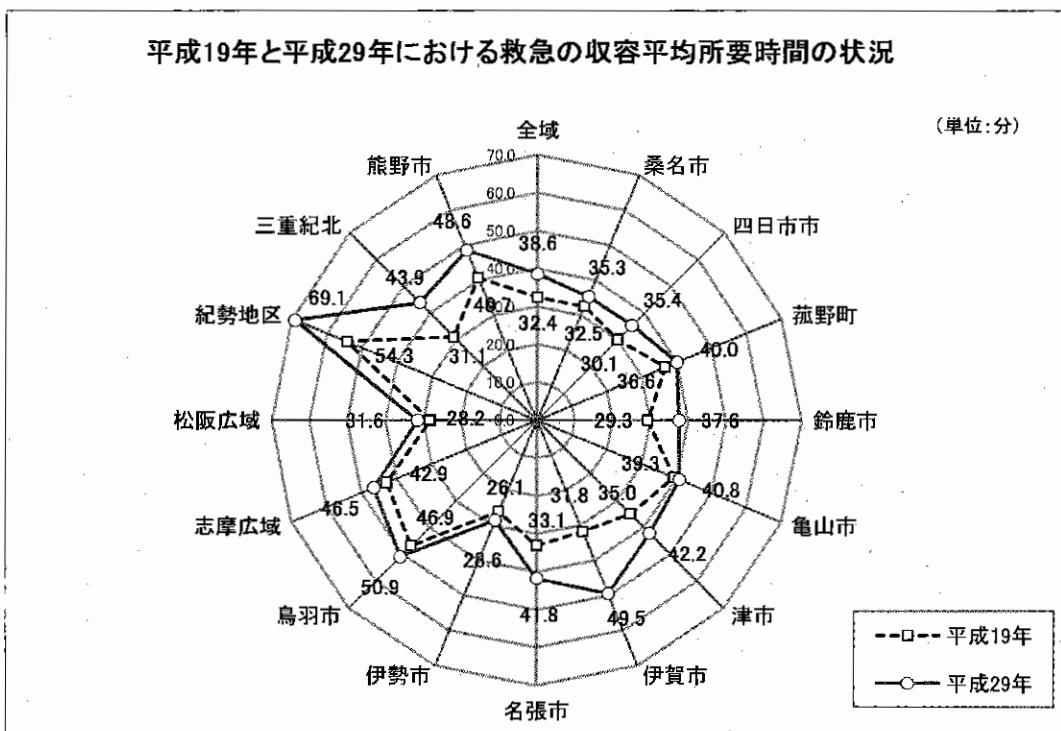
出典：平成 19～29 年救急年報報告

平成19年と平成29における救急の現場到着平均所要時間の状況



出典：平成 19 年、平成 29 年救急年報報告

平成19年と平成29における救急の収容平均所要時間の状況



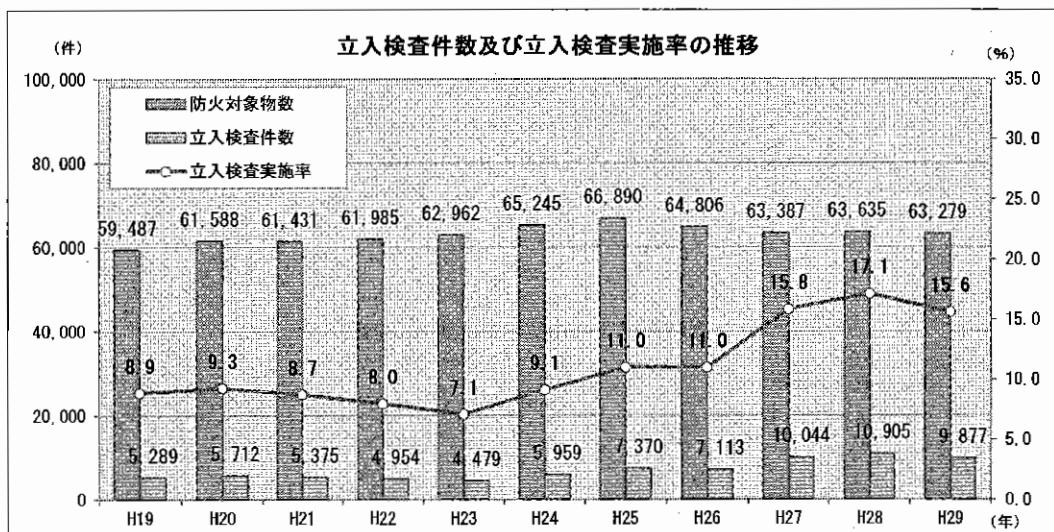
出典：平成 19 年、平成 29 年救急年報報告

(4) 予防行政の状況

これまで、火災予防運動等を通じ、住宅用火災警報器や住宅用消火器等の住宅用防災機器及び防炎品の普及、たばこ火災に係る注意喚起広報等の住宅火災対策を推進してきていますが、全国を見ると近年、ホテル火災や比較的小規模な福祉施設において、多数の人的被害を伴う火災、大規模な市街地火災や倉庫火災が発生しています。

県内の防火対象物への立入検査件数の推移を見ると、近年は立入検査実施率は増加傾向にあります。(平成 28 年の伊勢志摩サミットの緊急調査が影響しています)。これを消防本部の規模別で見ると、消防吏員 300 人以上の大規模消防本部に比べて、それより規模の小さい消防本部の立入検査実施率が低くなっています。

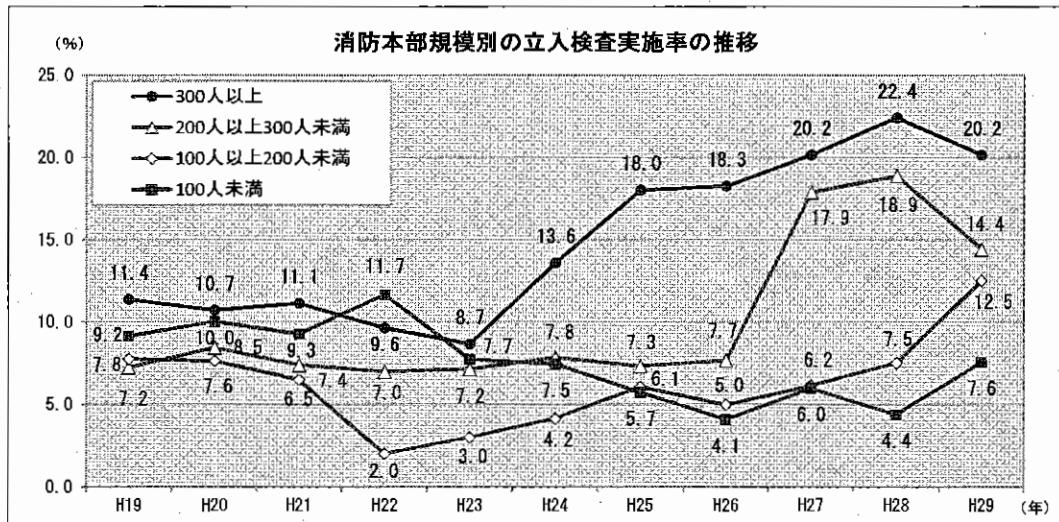
特に、消防吏員が 100 人未満の小規模消防本部においては、平成 29 年度では 7.6% となっており、県平均の 15.6% を下回っています。



出典：平成 19～29 年防火対象物実態調査

※防火対象物

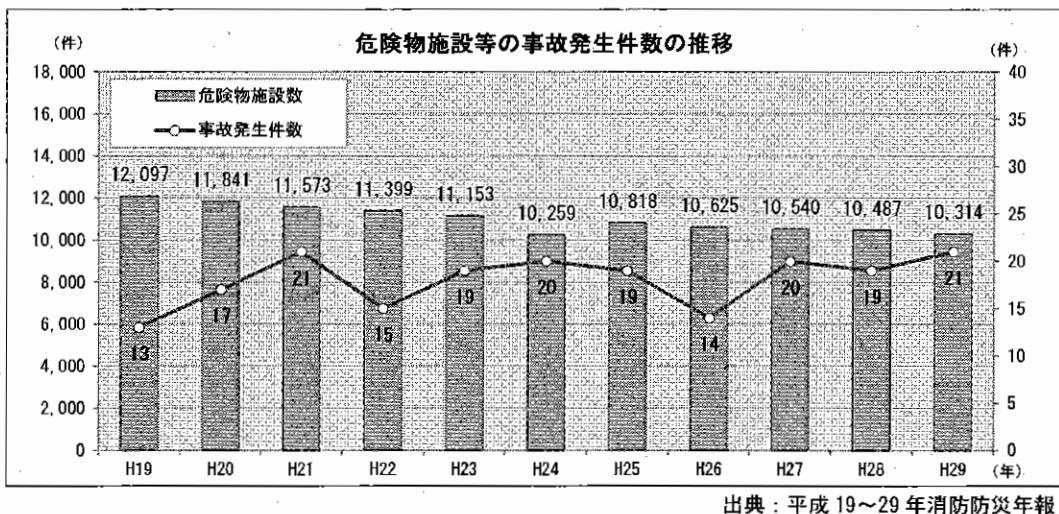
消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち政令で定められた防火対象物については、その用途や規模に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等の設置、防炎物品の使用などを義務づけています。



出典：平成 19～29 年防火対象物実態調査

また、危険物施設は毎年減少傾向にあります。が、危険物施設における事故発生件数は、施設の老朽化の課題等もあり、むしろ増加傾向にあります。

危険物施設においては、許認可審査や完成検査の実施とともに、立入検査等を通じて危険物の取扱者に安全管理指導を行うなど、保安の確保に努めてきていますが、限られた人員と時間の中でいかに効率的かつ効果的に立入検査等を行っていくかが課題となっています。



出典：平成 19～29 年消防防災年報

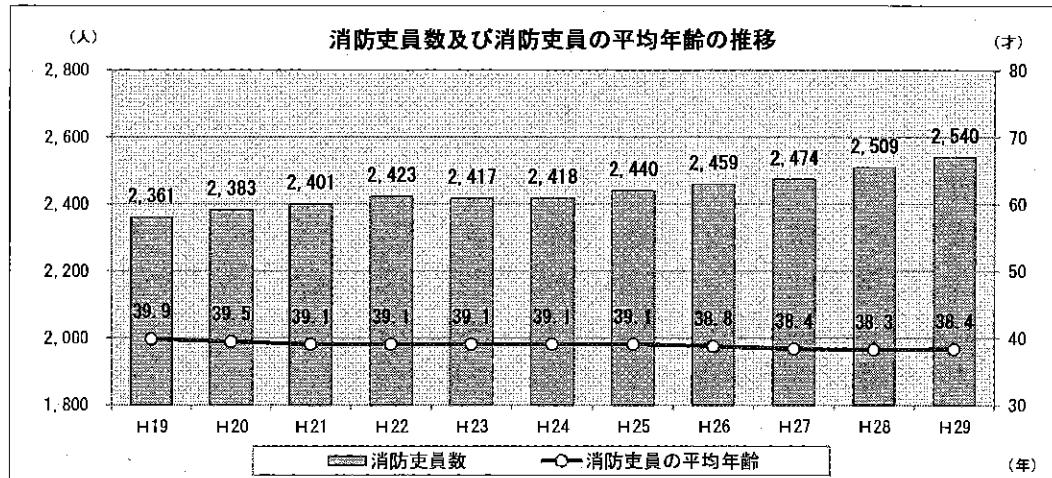
※危険物施設

ガソリンスタンドや地下タンク等、消防法で定められている「危険物」（ガソリン・灯油等）を一定の数量以上貯蔵し又は取り扱う施設をいいます。

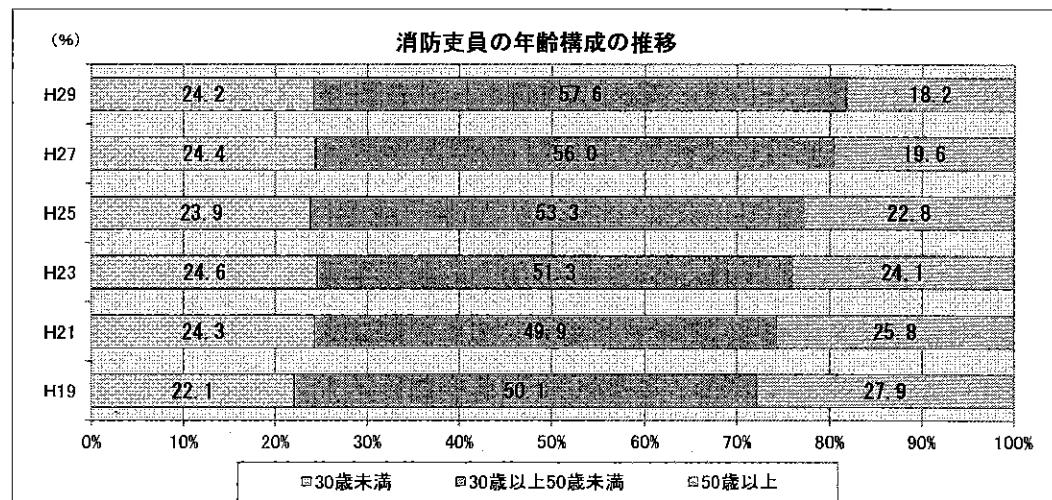
3.2.3 消防力の状況

(1) 消防吏員の状況

消防吏員数については、平成 29 年度までの 10 年間で 179 人、8 %増加し、30 歳未満と 30 歳以上 50 歳未満の割合が増える一方、50 歳以上の割合は 9.7 ポイント減少しています。また、平均年齢は 1.5 歳下がっており、世代交代が進んでいます。



出典：平成 19～29 年度消防防災・震災対策現況調査



出典：平成 19～29 年度消防防災・震災対策現況調査

(2) 消防力の充足状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、すべての消防本部が保有しており、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)の基準に対する充足率はおおむね100%であり、全体的に充実した状況にあります。

一方、特殊自動車については、はしご自動車は、14消防本部が配置を要することとされていますが、そのうち11消防本部で充足率が100%である一方、依然として3消防本部は保有しておらず、実際に必要となった場合には他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況となっています。

また、化学消防車は、14消防本部が配置を必要とされており、そのうち11消防本部の充足率が100%となっていますが、未配置のところはないものの、残る3消防本部が基準を満たしていません。

さらに、救助工作車は、14消防本部が配置を必要とされており、1消防本部が未配置となっています。

消火栓や防火水槽などの消防水利については、消防本部により充足率にかなりのばらつきが見られます。90%以上保有する消防本部が5消防本部、80%以上～90%未満が3消防本部ある一方で、40%程度が1消防本部となっています。

消防力の整備は年々推進されているものの、今後ますます複雑・多様化することが予想される事故や災害に対処し、消防の責務を果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要です。現下の厳しい財政状況のもとにおいては、従来にも増して効率的な消防施設の整備・充実を進めていくことが望まれています。

一方で、消防施設整備に対する国庫補助金については、一般財源化により耐震性貯水槽等の消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金に限定されていることから、例えば消防ポンプ自動車や救急自動車等の消防車両については、緊急消防援助隊用の災害対応特殊車両しか補助を受けられなくなっています。

このため、はしご自動車や化学消防車などの出動頻度の高くない車両については、一定の圏域内で共同整備することで、財政面の効率化や複雑・多様化する災害への対応能力の向上が期待できます。また、消防水利の充足率は、消防本部間でばらつきがあることから、広域的な相互応援により、消防力を相互に補完し合い、引き続き取り組んでいく必要があります。

消防力の基準充足率の状況

消防本部名	消防ポンプ自動車			はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			消防水利		
	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率	基準	現有	充足率
桑名市消防本部	16	16	100.0%	2	2	100.0%	3	3	100.0%	9	9	100.0%	2	2	100.0%	4,158	3,290	68.1%
四日市市消防本部	14	12	85.7%	3	3	100.0%	3	3	100.0%	10	10	100.0%	2	2	100.0%	3,523	3,227	89.7%
菰野町消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	2	66.7%	1	1	100.0%	913	880	90.9%
鈴鹿市消防本部	11	11	100.0%	2	2	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	3,281	2,959	93.6%
亀山市消防本部	5	5	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	1	1	100.0%	864	580	66.9%
津市消防本部	16	16	100.0%	2	2	100.0%	1	2	200.0%	14	13	92.9%	2	2	100.0%	7,087	5,477	90.1%
伊賀市消防本部	11	11	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	8	8	100.0%	1	1	100.0%	2,367	1,524	70.8%
名張市消防本部	6	6	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%	1,132	937	82.0%
伊勢市消防本部	8	8	100.0%	1	1	100.0%	2	1	50.0%	7	7	100.0%	1	1	100.0%	2,334	1,452	63.1%
鳥羽市消防本部	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	2	2	100.0%	1	0	0.0%	493	433	63.8%
志摩広域消防組合	7	7	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	6	6	100.0%	1	1	100.0%	995	625	56.3%
松阪地区広域消防組合	13	13	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	15	13	86.7%	3	3	100.0%	2,955	2,628	96.6%
紀勢地区広域消防組合	5	6	120.0%	0	0	—	2	1	50.0%	4	4	100.0%	1	1	100.0%	1,741	576	88.5%
三重紀北消防組合	8	8	100.0%	1	0	0.0%	2	1	50.0%	7	7	100.0%	1	1	100.0%	986	850	94.0%
熊野市消防本部	6	6	100.0%	1	0	0.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	0	0	—	1,255	513	37.6%
計	130	129	99.2%	20	17	85.0%	23	21	91.3%	105	101	96.2%	19	18	94.7%	34,084	25,951	76.1%

出典：消防力カード

(3) 財政状況

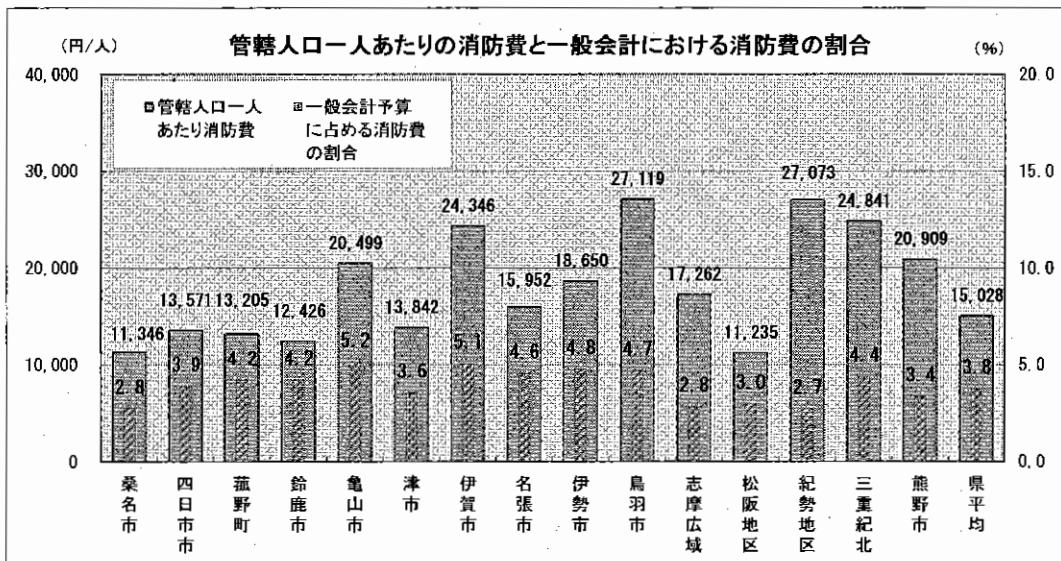
平成 28 年度の消防本部における消防費の一般会計予算に占める割合の県平均は、3.8%となっていいます。平成 27 年度の全国平均が 3.7%であることをふまえると、県内の消防本部における消防費が一般会計予算に占める割合は、やや高い状況にあります。なお、県民一人あたりの消防費の県内平均は、15,208 円となっており、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

平成 28 年度消防費決算額の状況

消防本部名	一般会計 決算額 (百万円)	消防費 (百万円)	一般会計予算 に占める消防費 の割合	管轄人口 (人)	管轄人口一人 あたり消防費 (円)
桑名市消防本部	91,045	2,506	2.8%	220,875	11,346
四日市市消防本部	118,068	4,585	3.9%	337,859	13,571
菰野町消防本部	13,118	552	4.2%	41,803	13,205
鈴鹿市消防本部	58,969	2,487	4.2%	200,151	12,426
亀山市消防本部	19,756	1,019	5.2%	49,709	20,499
津市消防本部	109,582	3,900	3.6%	281,745	13,842
伊賀市消防本部	45,153	2,286	5.1%	93,896	24,346
名張市消防本部	27,982	1,275	4.6%	79,926	15,952
伊勢市消防本部	59,737	2,853	4.8%	152,972	18,650
鳥羽市消防本部	11,348	534	4.7%	19,691	27,119
志摩広域消防組合	36,402	1,034	2.8%	59,902	17,262
松阪地区広域消防組合	77,335	2,300	3.0%	204,723	11,235
紀勢地区広域消防組合	24,478	666	2.7%	24,600	27,073
三重紀北消防組合	20,025	878	4.4%	35,345	24,841
熊野市消防本部	23,655	795	3.4%	38,022	20,909
計	736,653	27,669	3.8%	1,841,219	15,028

※ 端数処理（四捨五入）の関係上、合計が一致しない場合があります。

出典：消防力カード

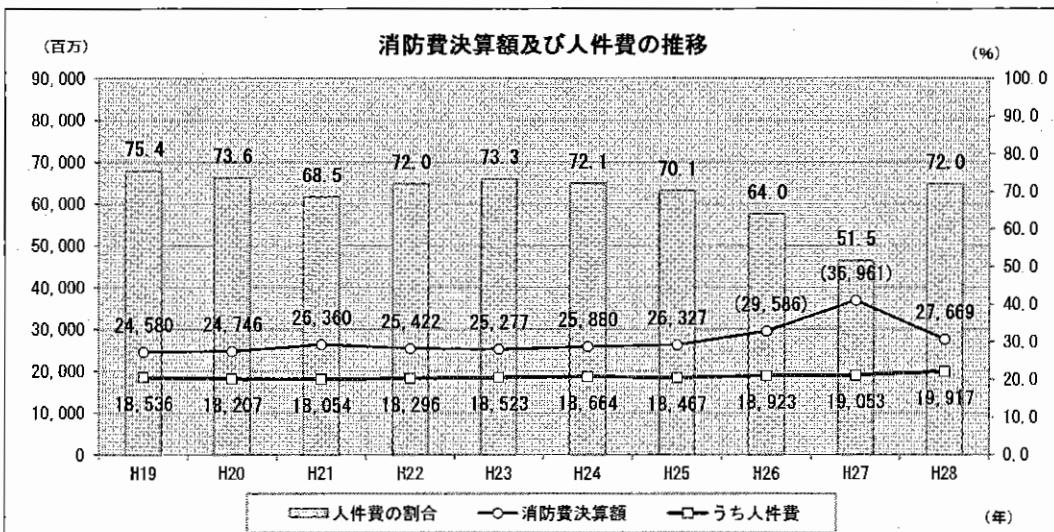


出典：消防力カード

平成 19 年度からの消防費の決算状況は、平成 26、27 年度は多くの消防本部において消防救急無線のデジタル化と消防指令台の更新が行われた影響で増加しているものの、概ね横ばいとなっています。消防費のうち人件費が占める割合は、県全体で約 7 割程度であり、消防費の多くを人件費が占めている状況は変わっていません。

また、事業費のうち消防車両等の導入に要する経費である機械購入費についても、平成 28 年度の消防費に占める割合は 3.9% と低く、消防本部の規模によっては高額な消防車両等の導入が容易ではないことがうかがわれ、少ない経費でより高い水準の消防サービスの提供を図っていく必要があります。

人口減少や少子高齢化が進展する中で、小規模消防本部における一人あたりの消防費額が高くなる傾向にあります。財政事情は年々厳しくなり、消防行政においても厳しい財政運営が強いられています。



※ 退職金に関する経費を除いたもの

出典：平成 21 年～平成 29 年度消防防災・震災対策現況調査

消防本部別消防費決算額の比較（平成 19 年度、平成 28 年度）

消防本部名	消防費 (千円)	人件費 (千円)	物件費 (千円)	維持 補修費 (千円)	事業費 (千円)	機械購入費 (千円)	その他 (千円)	人件費 比率 (%)	機械 購入費 比率 (%)
桑名市消防本部	H19 2,998,472	1,849,098	263,216	4,828	95,827	175,217	0	61.7	5.8
	H28 2,506,232	2,138,369	215,967	5,043	70,471	9,557	0	85.3	0.4
	差し引き 482,240	289,271	47,243	215	25,356	166,860	0	23.7	-5.5
四日市市消防本部	H19 4,043,943	2,454,974	408,976	40,710	103,619	597,056	0	60.7	14.8
	H28 4,584,732	3,054,526	422,593	29,930	156,990	89,183	0	66.6	1.9
	差し引き 540,789	599,552	13,617	10,780	53,371	507,874	0	5.9	-12.6
菰野町消防本部	H19 569,006	330,178	74,422	4,637	52,990	78,826	0	58.0	13.9
	H28 552,459	404,597	80,555	3,498	38,106	0	0	73.2	0.0
	差し引き 16,547	74,419	6,133	1,139	14,884	79,826	0	15.2	-13.9
鈴鹿市消防本部	H19 2,129,217	1,552,025	207,546	9,533	87,006	112,135	0	72.9	5.3
	H28 2,487,229	1,914,913	186,966	11,027	93,959	153,544	0	77.0	6.2
	差し引き 358,012	362,888	20,580	1,494	6,853	47,409	0	4.1	0.9
龜山市消防本部	H19 957,352	696,392	122,406	9,416	56,761	31,815	0	72.7	3.3
	H28 1,019,181	768,221	101,857	7,265	111,678	15,800	0	75.4	1.6
	差し引き 61,829	71,329	20,589	2,151	54,917	16,615	0	2.6	-1.3
津市消防本部	H19 3,699,843	2,844,925	605,365	15,412	70,329	49,655	0	76.9	1.3
	H28 3,899,825	2,789,172	534,719	17,396	120,510	295,333	0	71.5	7.6
	差し引き 199,982	55,783	70,848	1,984	50,181	245,678	0	5.4	6.2
伊賀市消防本部	H19 1,572,692	1,300,345	117,903	2,150	45,112	1,228	5,069	82.7	0.1
	H28 2,285,517	1,346,110	113,601	2,059	52,584	6,994	0	58.9	0.3
	差し引き 712,825	45,765	4,302	-91	7,472	5,766	-5,069	23.9	0.2
名張市消防本部	H19 925,770	776,920	69,606	2,180	36,197	13,155	0	83.9	1.4
	H28 1,275,019	913,163	79,200	253	51,067	222,142	0	71.6	17.4
	差し引き 349,249	136,243	9,594	-1,827	14,870	208,987	0	12.2	16.0
伊勢市消防本部	H19 1,804,287	1,470,487	161,955	815	63,290	3,150	0	81.5	0.2
	H28 2,853,361	1,805,561	312,235	2,376	93,223	19,764	0	63.3	0.7
	差し引き 1,049,074	335,074	150,280	1,361	29,933	16,614	0	18.2	0.5
鳥羽市消防本部	H19 354,826	281,086	33,099	997	22,614	9,832	0	79.2	2.8
	H28 533,554	352,659	86,233	460	30,100	35,045	0	66.1	6.6
	差し引き 178,728	71,573	53,134	-537	7,486	25,213	0	13.1	3.8
志摩広域消防組合	H19 895,318	818,556	32,700	4,890	7,310	27,994	0	91.4	3.1
	H28 1,033,561	742,201	192,177	5,958	9,117	80,220	0	71.8	7.8
	差し引き 136,243	76,358	159,477	1,068	1,807	52,226	0	19.6	4.6
松阪地区広域消防組合	H19 2,333,658	2,119,724	182,274	2,252	0	29,408	0	90.8	1.3
	H28 2,300,244	1,934,062	267,132	3,823	20,889	74,338	0	84.1	3.2
	差し引き 33,414	189,662	84,858	1,571	20,889	44,930	0	6.8	2.0
紀勢地区広域消防組合	H19 544,495	492,073	41,555	6,147	4,720	0	0	90.4	0.0
	H28 666,088	592,348	36,475	0	5,809	31,456	0	88.9	4.7
	差し引き 121,693	100,275	5,080	-6,147	1,089	31,456	0	1.4	4.7
三重紀北消防組合	H19 1,040,673	963,888	54,341	821	9,229	12,394	0	92.6	1.2
	H28 877,551	499,846	31,442	4,638	655	36,534	0	57.0	4.2
	差し引き -163,122	464,042	22,889	3,817	-8,874	24,140	0	95.7	3.0
熊野市消防本部	H19 710,678	585,458	72,107	2,455	28,686	21,972	0	82.4	3.1
	H28 794,808	661,691	81,084	757	38,401	11,561	0	83.3	1.5
	差し引き 84,130	76,233	8,977	-1,698	9,715	10,411	0	0.9	1.6
計	H19 24,580,230	18,536,129	2,447,471	107,243	683,690	1,163,837	5,069	75.4	4.7
	H28 27,669,361	19,917,439	2,742,236	94,483	893,559	1,081,471	0	72.0	3.9
	差し引き 3,089,131	1,381,310	294,765	-12,760	209,869	92,366	-5,069	3.4	0.2

※ 退職金に関する経費を除いたもの

出典：平成 21 年、平成 29 年度消防防災・震災対策現況調査

3.3 広域化及び連携・協力の取組の継続の必要性

県内消防の現況を見ると、消防吏員数は平成 29 年度までの 10 年間で 8 % 増加しているものの、特殊自動車や消防水利などは一部で不十分な状況が見受けられ、救急出動件数は 28 % 増加しています。また、小規模な消防本部は体制強化が課題となっています。

消防体制の現況をふまえると、行財政上の様々なメリットを実現することができる消防の広域化及び連携・協力は有効な一つの手段であり、引き続き、広域化や広域化につなげるための連携・協力の取組を進めていく必要があります。

第4章 消防力の向上に向けた取組

4.1 10年間の振り返り

4.1.1 消防力カードに基づく消防力の推移

各消防本部においては、社会経済環境の変化や消防に対する様々な住民ニーズ、自然災害や事故等に的確に対応していくため、着実に消防力の充実強化が進められています。前章においても記述しましたが、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づく、消防組織、消防施設、消防活動の推移については、以下のとおりです。

(1) 消防組織

項目	平成19年度 現況調査	消防力カード (H29年度)	増減(率)
管轄人口	1,866,963人	1,841,219人	▲25,744人(▲1.4%)
消防吏員数	2,361人	2,540人	179人(7.6%)
消防費	24,580百万円	27,669百万円	3,089百万円(12.5%)
人口一人あたり消防費	13,166円	15,028円	1,862円(14.1%)
救急隊数	99隊	105隊	6隊(6.0%)
救急救命士数	240人	532人	292人(121.7%)
緊急消防援助隊登録部隊数	55隊	101隊	46隊(83.6%)

※ 消防力カードの消防費と人口一人あたり消防費については、28年度の数値

出典：平成19年度消防防災・震災対策現況調査、消防力カード

(2) 消防施設

項目	平成18年度 実態調査	消防力カード (H29年度)	増減(率)
消防署所数	85	88	3(3.5%)
消防ポンプ自動車 充足率	89.7%	99.2%	9.5ポイント
はしご自動車 未配備消防本部数	3消防本部	3消防本部	0
化学消防車充足率 100%未満消防本部数	4消防本部	3消防本部	▲1消防本部(▲25.0%)

※ 実態調査は3年ごとに行われるため、18年度の数値

出典：平成18年度消防施設整備計画実態調査、消防力カード

(3) 消防活動

項目	平成 19 年度 現況調査	消防力カード (H29 年度)	増減 (率)
火災出動件数	889 件	634 件	▲255 件(▲28.7%)
火災出動吏員一人あたり	37.8%	25.0%	▲12.8 ポイント
救急出動件数	73,409 件	94,160 件	20,751 件(28.3%)
救急出動件数一隊あたり	703.6 件	888.3 件	184.7 件(26.3%)
現場到着平均時間	7.5 分	8.5 分	1.0 分(13.3%)
病院収容平均時間	32.4 分	38.6 分	6.2 分(19.1%)

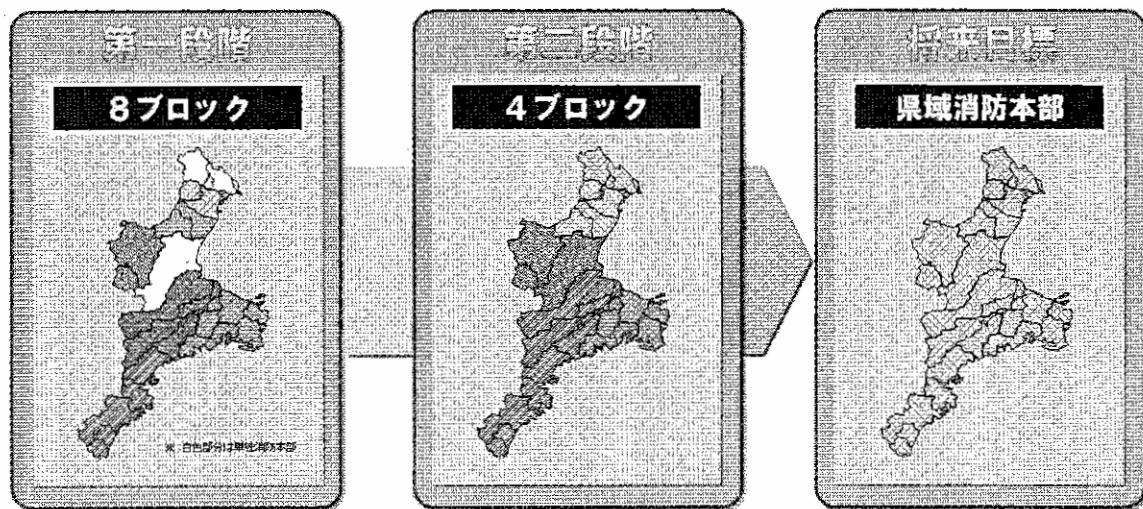
出典：平成 19 年度消防防災・震災対策現況調査、消防力カード

4.1.2 本県における広域化及び連携・協力の取組状況

本県においては、平成 20 年 3 月に策定した「三重県消防広域化推進計画」（以下「旧推進計画」という。）では、広域化の形として、最もスケールメリットが働く県域を一つの組合せとした県域消防本部が効果的であるとしながらも、県内全ての市町の合意を得ることに多くの時間を要し、広域化の期限（平成 24 年度末）内に実現することは困難であると予想されるため、将来目標を県域消防本部としつつ、段階的な広域化を推進していくこととしました。

具体的には、第一段階は、平成 24 年度末までの当面の目標として、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部の解消等を考慮しつつ、より実現可能で一定の効果を得ることができる組合せとして 8 ブロックに、第二段階は、基本指針に示された管轄人口 30 万人の規模目標に合わせて 4 ブロックにするというものです。

消防の広域化の段階的な推進



また、その後、消防庁の基本指針の改正を受け、旧推進計画を見直し、平成 26 年 3 月に策定した「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」（以下「旧推進計画（改訂版）」という。）では、単に管轄人口規模等を問題にするだけではなく、地域の特性や実情、広域化の必要性の認識や期待感などを十分にふまえ、進めていくこととしました。

具体的には、優先的に広域化に取り組む地域の重点化を行い、広域化の気運の高まりをさらに促進すべき地域として「伊賀市・名張市地域」、「四日市市・菰野町地域」を、急ぎ消防体制の強化が必要な地域として「鳥羽市」を記載し、広域化を推進してきました。

この 10 年間における各地域の取組状況は様々であり、広域化及び連携・協力に関する具体的な取組の状況については以下のとおりです。

1 各地域における広域化及び連携・協力の取組状況

（1）伊賀市・名張市地域

平成 29 年度末頃から、伊賀市消防本部と名張市消防本部との間で、通信指令業務の共同運用に関する勉強会を開催し、その中で、データ移行による業務の一元化のための指令台改修が技術的に困難であることが判明しましたが、引き続き、次の通信指令台更新時における連携・協力の取組について検討することとなりました。

（2）四日市市・菰野町地域

平成 28 年度から桑名市・四日市市・菰野町の 3 消防本部で三重北消防指令センターにおいて通信指令業務の共同運用に取り組むとともに、四日市・菰野brook 消防広域化研究会において広域化の研究を進めてきました。

現時点での広域化の進展には至りませんでしたが、今後も幅広く広域化や連携・協力について研究することとしています。

〔三重北消防指令センター〕

平成 19 年度から、桑名市消防本部と四日市市消防本部との間において、通信指令業務の共同運用が行われており、消防救急無線のデジタル化に伴う通信指令台の更新に合わせ、平成 28 年 4 月 1 日からは従前の桑名市消防本部と四日市市消防本部の 2 消防本部に菰野町消防本部を加えた 3 消防本部による「三重北消防指令センター」が、四日市市中消防署中央分署内に設けられ、通信指令業務の共同運用が開始されています。

更新された高機能消防指令台は、災害発生場所を特定する「発信地表示システム」や災害発生場所に最も近くにいる消防車両を出動させる「車両動態管理システム」などの機能が強化されています。また、3 消防本部の共同運用により災害情報の一元化が図られ、大規模災害や広域的な災害、特異な災害等が発生した場合には、早期に相互応援を行うことが可能となっています。

(3) 鳥羽市（志摩広域・鳥羽地域）

過去の検討において近隣自治体との広域化のメリットが見出せず、広域化の検討は進んでいませんが、志摩広域消防組合と鳥羽市消防本部との間で通信指令業務の共同運用など、連携・協力の取組について検討することとなりました。

(4) 鈴鹿市・亀山市・津市地域

鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部は、平成29年度に消防庁の「消防の連携・協力のモデル構築事業」を活用し、車両の購入費・維持管理費が高額な、はしご自動車の共同整備に関する検討に取り組み、適正な車両配置や運用効果、経済的効果の試算等を行い、合理的で妥当性のある整備方策が計画されています。現在は、具体的な整備運用方策や諸課題を協議する検討委員会が設置され、はしご自動車の共同整備に向けた協議が行われています。

また、鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部、津市消防本部において、通信指令業務の共同運用について、新たに検討することとなりました。

(5) その他の地域

松阪・紀勢地域については、研究会等の設置に至りませんでした。また、東紀州地域については、平成21年10月に消防のあり方勉強会（消防の諸課題の検討）が設置されましたが、広域化への進展はありませんでした。

4.2 10年後の消防体制の姿

1 10年後の各消防本部の状況

(1) 小規模消防本部における管轄人口の減少

今から約10年後の2030年には、県全体で約1割の人口が減少し、全ての消防本部で管轄人口が減少すると推計されています。小規模な消防本部ほど人口減少率が大きくなる傾向にあり、そのうち4消防本部については、3割以上の減少が見込まれており、消防本部の小規模化の進展が懸念されます。

消防本部別約10年後の管轄人口

消防本部名	平成29年度 (2017年) 管轄人口 (人)	2030年 管轄人口 (人)	増減 (人)	増減率 (%)
桑名市消防本部	220,875	207,141	▲ 13,734	▲ 6.2
四日市市消防本部	337,859	332,431	▲ 5,428	▲ 1.6
蘆原町消防本部	41,803	39,402	▲ 2,401	▲ 5.7
鈴鹿市消防本部	200,151	180,224	▲ 19,927	▲ 10.0
亀山市消防本部	49,709	47,807	▲ 1,902	▲ 3.8
津市消防本部	281,745	256,703	▲ 25,042	▲ 8.9
伊賀市消防本部	93,896	70,883	▲ 23,013	▲ 24.5
名張市消防本部	79,926	69,929	▲ 9,997	▲ 12.5
伊勢市消防本部	152,972	137,375	▲ 15,597	▲ 10.2
鳥羽市消防本部	19,691	13,492	▲ 6,199	▲ 31.5
志摩広域消防組合	59,902	41,186	▲ 18,716	▲ 31.2
松阪地区広域消防組合	204,723	180,789	▲ 23,934	▲ 11.7
紀勢地区広域消防組合	24,600	16,433	▲ 8,167	▲ 33.2
三重紀北消防組合	35,345	23,552	▲ 11,793	▲ 33.4
熊野市消防本部	38,022	27,703	▲ 10,319	▲ 27.1
計	1,841,219	1,645,050	▲ 196,169	▲ 10.7

出典：平成29年度消防防災・震災対策現況調査、消防力カード

(2) 高齢化と人口の低密度化

人口の減少、少子高齢化が進む中で、消防の需要が大きく変化する要素があり、高齢者、特に高齢者独居世帯の増加に伴い、避難行動要支援者の数が増加していくことが想定されています。

救急業務については、高齢者、特に後期高齢者になるほど救急搬送率が高いことから、今後予想される高齢者人口の推移は地域によって様々ですが、全国の救急搬送人員数は2035年まで増加することが予想されており、消防防災活動における対応力の強化が求められています。

また、人口減少による人口の低密度化は、市街地であっても、市街地面積の減少や防火構造の改善を伴わない場合、必要な署所等の数はあまり変化しないものと考えられることに加え、救急や救助の対応を考慮すると、人口が低密度化しても、引き続き即応体制を確保していくことが求められると考えられます。

消防本部別約10年後の65歳人口割合

消防本部名	2015年 (%)	2030年 (%)	増減 (%)
桑名市消防本部	25.7	30.3	4.6
四日市市消防本部	24.4	27.1	2.7
菰野町消防本部	25.5	28.5	3.0
鈴鹿市消防本部	24.0	30.6	6.6
亀山市消防本部	25.2	30.0	4.8
津市消防本部	27.9	32.0	4.1
伊賀市消防本部	31.7	38.7	7.0
名張市消防本部	28.3	36.6	8.3
伊勢市消防本部	29.2	33.8	4.6
鳥羽市消防本部	35.3	47.7	12.4
志摩広域消防組合	38.9	49.4	10.5
松阪地区広域消防組合	28.5	33.9	5.4
紀勢地区広域消防組合	43.9	53.0	9.1
三重紀北消防組合	41.7	49.9	8.2
熊野市消防本部	38.4	46.3	7.9
計	27.9	32.6	4.7

出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口

(3) 指令センター等の大規模施設の更新

消防指令センターについては、平成26～28年頃に消防救急無線のデジタル化と同時に更新した団体が多数あり、消防指令センターの使用期間の目安としておおむね10年程度とされていることから、全国的に2023年から2025年までが更新のピークとなっています。本県においても、2025年から2026年にかけて、7消防本部において次期消防指令センターの更新が予定されています。

次期消防指令センター更新時に通信指令業務の共同運用を見据えた体制を検討するのであれば、今の時期から検討を開始していく必要があると考えられます。

消防指令センターの更新予定時期

年度	2022年以前	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年以降
消防本部数	3	1	0	3	4	4

出典：消防力カード

※指令装置の型について

指令装置は、管轄人口規模に応じて指令台や回線の数が設定され、I型～III型に区分される。(I型・離島型：10万未満、II型：10万以上40万未満、III型：40万以上)

2 10年後の消防体制の方向性について

(1) これまでの取組

これまで、大規模災害等への対応、高齢化に伴う救急需要への対応が求められる中で、消防吏員の増員や救急隊、緊急消防援助隊の増隊とともに、県内消防の応援協定による相互応援により、伊勢市のアーケード火災や名張市の工場火災などに対応してきたところです。

また、広域化及び連携・協力の取組については、各地域における積極的な取組により、県内人口の約3分の1を占める60万人を管轄する「三重北消防指令センター」の設置や、鈴鹿市、亀山市によるはしご自動車の共同整備の検討などが実現したほか、そのほかの地域においても、様々な検討や研究がなされ、引き続き広域化を見据えた議論の動きが出てきています。

(2) 10年後の消防体制の方向性

こうした中、救急業務については、高齢化等に伴う需要の増加とともに、病院収容時間が延伸傾向にあること、また、消防施設について、特殊自動車や消防水利などが一部で不十分な状況であることから、さらなる体制強化と連携・協力等による効率化が課題となっています。

また、今後10年間には、さらなる人口減少、人口の低密度化、高齢化が予想され、人口減少による消防本部の小規模化の進展が懸念される中で、必要な署所数や即応体制の確保と、消防防災活動の対応力の強化が求められています。

さらに、女性消防吏員の活躍推進への対応やハラスメント等への対応については、組織管理体制の基盤強化が必要となってきます。

このため、こうした課題とこれまでの各地域における取組を十分ふまえ、広域化の道筋をつける連携・協力を中心とした取組を進め、消防の体制強化の実現をめざします。

また、小規模消防本部のうち、特に特定小規模消防本部については、体制強化に向けた幅広い取組を行っていくこととします。

4.3 今後の消防の広域化及び連携・協力の推進について

4.3.1 消防の連携・協力の推進について

人口減少社会においても大規模地震、豪雨災害、火山災害、テロ災害や市街地における大規模な火災等の複雑・多様化する災害に適切に対応していくためには、人的・財政的な資源を有効活用し、将来にわたって持続可能な消防体制を整備・確立していくことが必要です。常備消防については、社会経済情勢の変化、各般の技術の進展等に応じて、より高度・専門的な活動を実施できるようにしていく必要があります。

連携・協力については、これまで広域化を進めてきた地域を中心に新たな検討会の設置や検討項目の追加の動きがあり、前向きな議論が進められつつあります。消防庁が示す推進期限の5年間において、県としてもオブザーバーとして参加するなど、積極的に支援し、集中的に議論を進め、結論を得ることをめざします。

1 通信指令業務の共同運用

(1) 連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域

① 津市・鈴鹿市・亀山市地域

津市消防本部と鈴鹿市消防本部、亀山市消防本部は、通信指令業務等の共同運用を研究する「津・鈴鹿・亀山消防連携・協力勉強会」の設置に向けた調整に取り組んでいます。

この地域は、過去にも通信指令業務の共同運用に関して協議を行っており、消防指令台の次期更新時期（2023年から2026年頃）が比較的近いこと、消防指令台のメーカーが同じであることなどから、再び次の指令台更新時に向けた検討を始める予定です。

② 志摩広域・鳥羽市地域

志摩広域消防組合と鳥羽市消防本部は、平成30年11月に「志摩広域・鳥羽消防連携・協力検討会」を設置し、通信指令業務等の共同運用に関する検討に取り組んでいます。

現在、志摩広域消防組合にはII型の高機能消防指令台が導入されていますが、鳥羽市消防本部には受令機のみで指令台は導入されていません。

また、鳥羽市消防本部は2020年度に本部庁舎の移転を予定していることから、志摩広域消防組合の通信指令システムに鳥羽市消防本部の参加が可能かどうかの検討が進められています。

③ 伊賀市・名張市地域

伊賀市消防本部と名張市消防本部は、通信指令業務等の共同運用を研究する「伊賀・名張消防連携・協力勉強会」の設置に向けた調整に取り組んでいます。

名張市消防本部は、単独で高機能消防指令台を導入する予定ですが、その後の更新時における通信指令業務の共同運用について伊賀市消防本部との間で研究を始める予定です。

2 はしご自動車の共同整備

(1) 連携・協力の気運の高まりをさらに促進すべき地域

① 鈴鹿市・亀山市地域

鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部は、平成30年5月に「はしご車共同整備検討委員会」を設置し、具体的な整備運用方策や諸課題など、はしご自動車の共同整備に関する協議が進められています。

はしご自動車については、年間の災害出動回数が少なく、購入費用が約2億円、オーバーホールなどの維持管理費も数千万円と高額であり、特に財政面において負担となっています。鈴鹿市消防本部と亀山市消防本部が所有するはしご自動車については、更新時期が近いことから、両市の圏域内において、はしご自動車を共同整備し、有効活用することは、購入費用や維持管理費の低減化が図られ、使用頻度の高い資機材の整備や現場要員の増強などへ財政的資源が効率的に配分されるなど、消防力の充実強化が期待されます。

4.3.2 消防の広域化の推進について

1 広域化の推進について

消防庁は、消防本部の規模が大きいほど災害対応能力が強化され、組織管理、財政運営等の観点からも管轄人口 30 万以上の規模を一つの目標としながらも、地域の事情を十分に考慮し、規模目標にこだわることなく、着実に小規模消防本部の広域化を推進していく必要があるとしています。

また、人口減少社会の到来、少子高齢化の進展等の社会情勢の変化に対応していくためには、消防の広域化が消防力の維持・強化には有効な手段の一つであることから、原則として、現行の広域化対象市町の組合せを踏襲しつつ、連携・協力などの取組をステップとして中長期的な広域化も展望しながら、様々な取組を進めています

2 特定小規模消防本部の課題と対応

鳥羽市消防本部は、平成 30 年 4 月 1 日現在で消防吏員 45 名と、消防庁が基本指針において定める消防吏員 50 人以下の特定小規模消防本部に県内で唯一該当しており、1 消防本部 1 署 1 出張所（管轄人口約 19,000 人）と、有人離島（神島、答志島、菅島、坂手島）及び県内有数の観光地を管轄内に有する消防本部です。

消防力の整備指針では、人口規模に応じた数の救急自動車（救急隊）が配置されることとなっていますが、救急出動件数を見ると管内人口が倍ある菰野町消防本部（管轄人口約 40,000 人）とほぼ同じ件数（平成 29 年出動件数：菰野町 1,480 件、鳥羽市 1,461 件）となっています。これは、宿泊、観光客が救急出動の約 3 分の 1 を占めているためであり、高齢化とともに観光客の増大に伴う救急需要の増加への対応が課題となっています。加えて、県内有数の国際観光都市である鳥羽市にとって、大規模災害や複数箇所での火災・災害等から住民・観光客を守るために、消防力を充実強化していく必要があります。

現時点では、広域化に向けた目立った気運はありませんが、志摩広域消防組合との連携・協力の取組の実現に努めるとともに、消防防災施設等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら、施設設備整備等に係る財政面での効率化を図るなど、消防体制の充実強化を支援していきます。

3 広域化の気運の醸成

第 2 章で述べた消防の諸課題を解決し、各地域においてより充実した消防防災体制を確立するためには、消防の広域化について、他の地域においても今後も引き続き検討を重ねていく必要があります。

そのため、広域化のメリットや広域化をより円滑に行うためのノウハウに関する適切な情報提供や必要な調整等について、地域の実情に応じてきめ細かに行っていきます。

第5章 消防の広域化及び連携・協力のために必要な措置

5.1 広域化及び連携・協力推進のための措置事項

5.1.1 国の支援措置

総務省消防庁では、消防庁長官を本部長とする「消防広域化推進本部」を設置して消防の広域化を推進しているところであり、消防広域化推進アドバイザーの派遣等を行っています。また、市町村の消防の広域化に伴って必要となる経費に対してソフト・ハード両面からの総合的な支援措置を講じています。

消防の広域化に対する国の財政支援措置は下表のとおりです。

消防広域化に対する国の財政支援措置（平成30年度）

項目	財政支援措置
消防広域化準備経費	消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。
消防広域化臨時経費	消防の広域化に伴い臨時に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。 ① 消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費 ② 本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費 ③ 業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費 ④ その他広域化整備に要する経費
消防署所等の整備	(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等の増改築(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。また、再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率100% (交付税算入率 元利償還金の70%) (2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率100% (交付税算入率 元利償還金の70%)
	上記(1)、(2)以外の消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。 ・防災対策事業債 充当率90%
高機能消防指令センターの整備	広域消防運営計画等に基づく、高機能消防指令センターの整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率100% (交付税算入率 元利償還金の70%)
消防車両等の整備	広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充当率100% (交付税算入率 元利償還金の70%)

国庫補助金の配分について	消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。
--------------	---

※2020 年度以降は、内容が見直される可能性があります。

消防の連携・協力に対する国の財政支援措置（平成 30 年度）

項目	財政支援措置
高機能消防指令センターの整備	連携・協力実施計画に基づき、必要となる高機能消防指令センターの整備を支援する。 ・緊急防災・減災事業債 充當率 100%（交付税算入率 元利償還金の 70%）
消防車両等の整備	連携・協力実施計画に基づき、必要となる消防車両等の整備を支援する。 ・防災対策事業債 充當率 90%（交付税算入率 元利償還金の 50%）
国庫補助金の配分について	消防の連携・協力に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

※2020 年度以降は、内容が見直される可能性があります。

5.1.2 県の支援措置

1 先進事例等の情報提供や課題に対する解決策等の助言

各地域における広域化及び連携・協力に関する必要性の認識や期待感をふまえ、県は、市町や消防本部に対して、広域化及び連携・協力のメリットや協議の広域化及び連携・協力をより円滑に行うための情報提供、それぞれの消防本部が抱える課題の解決に役立つ先進事例等、きめ細かな情報提供を行います。

2 関係市町間の協議の積極的な仲介、調整等

県は、市町や消防本部からの求めに応じて関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介・連絡調整等の必要な調整を行います。

3 消防体制強化の支援

消防の広域化を見据えた消防資機材の規格統一や消防車両・資機材等の整備に対する財政支援を国に働きかけながら、県独自の支援策についても充実強化に努めます。

三重県消防広域化及び連携・協力に 関する推進計画(仮称)（中間案）

[資料編]

目 次

消防本部別火災出動件数（平成 19 年と平成 29 年の比較） … 資 - 1

消防本部別救助出動件数（平成 19 年と平成 29 年の比較） … 資 - 2

消防本部別救急出動件数（平成 19 年と平成 29 年の比較） … 資 - 3

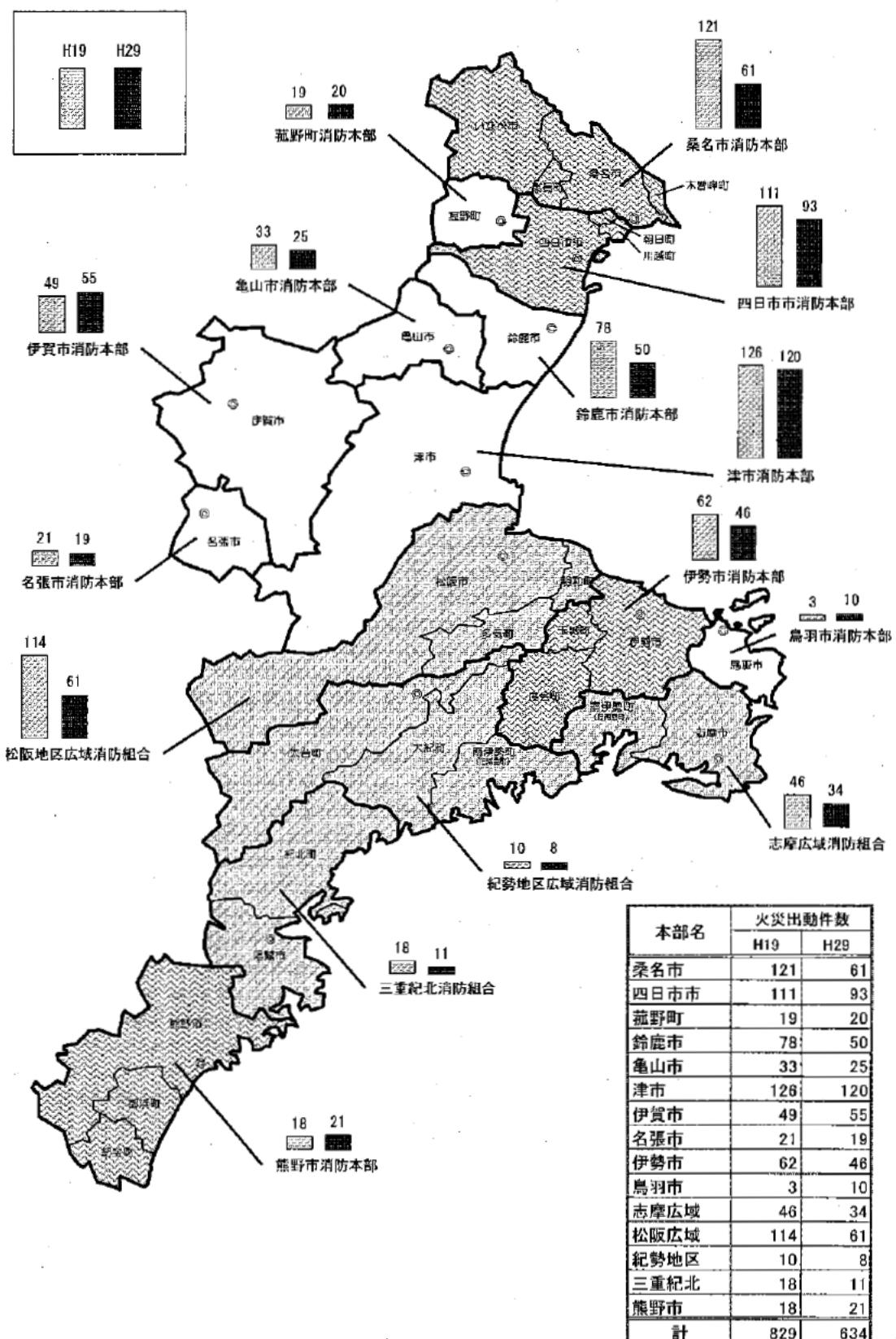
消防本部別立入検査件数及び立入検査率の推移 … 資 - 4

平成 19 年と平成 29 年における消防吏員の年齢構成 … 資 - 6

消防本部別管轄区域における将来推計人口 … 資 - 8

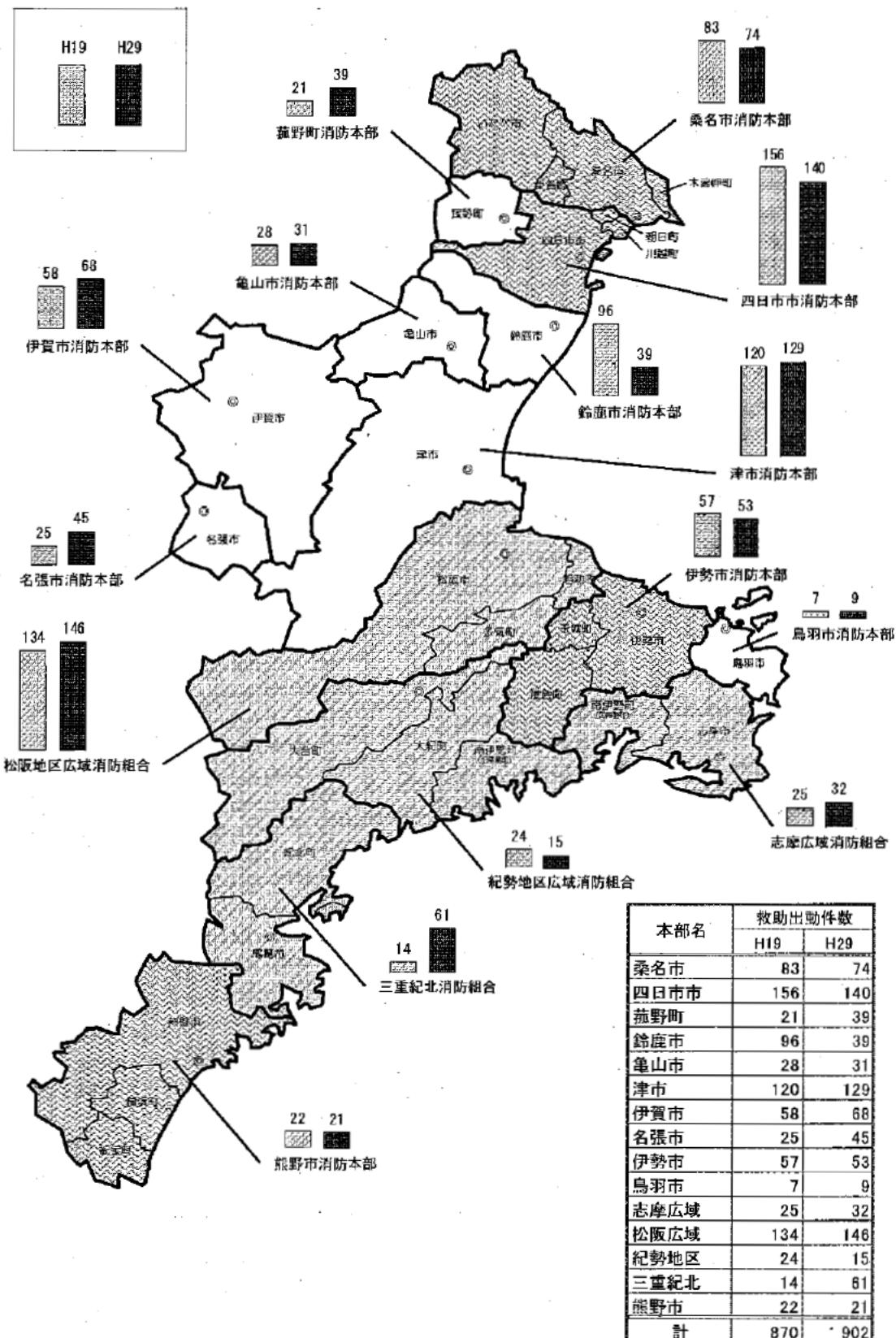
消防力カード様式 … 資 - 10

通过头部到头部动作数
(新旧对比)得出增加的运动



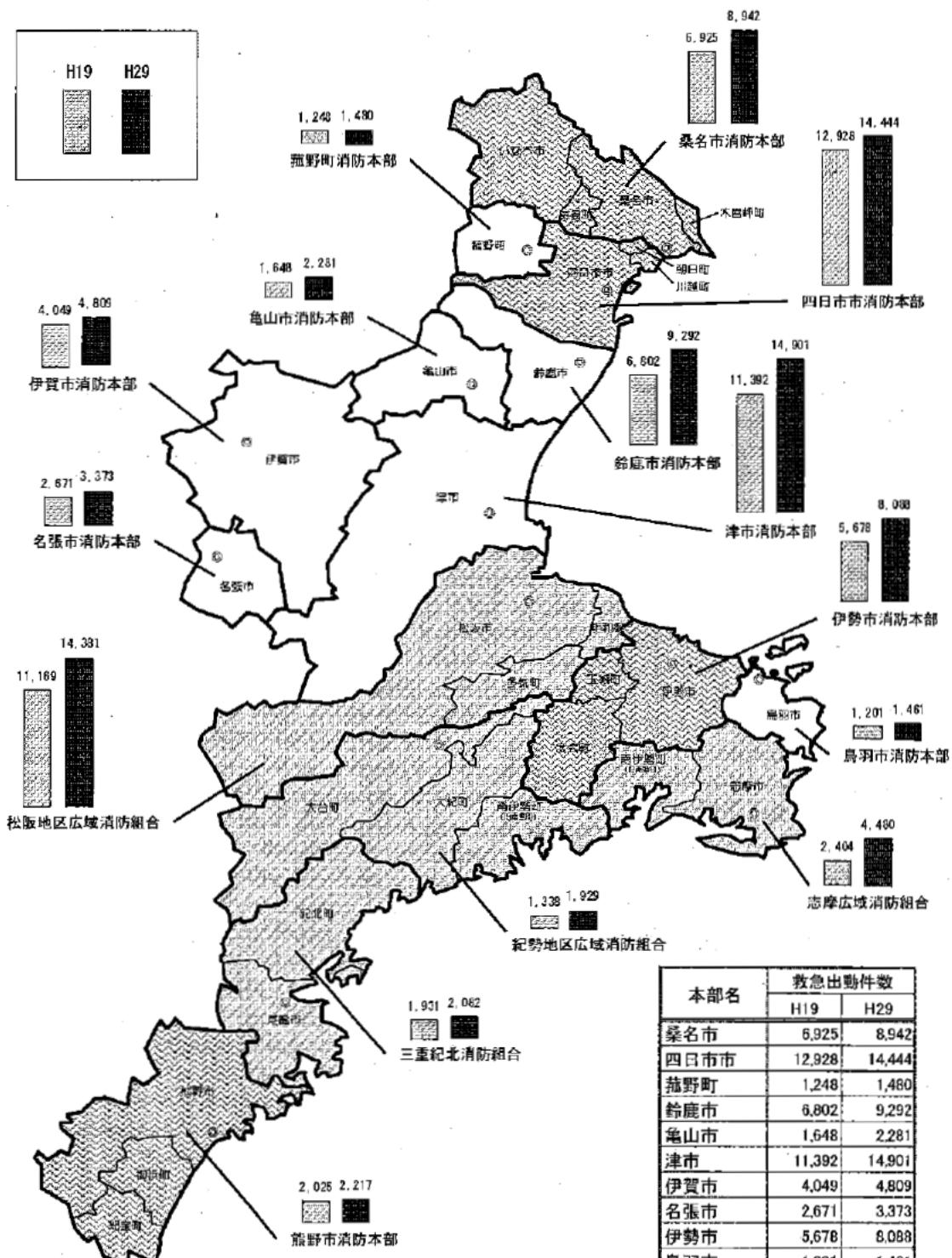
出典：平成19年火災報告、平成29年火災報告

近畿本部管轄地区出動件数
平成19年と平成29年の比較



出典: 平成19年救助調査、平成29年救助調査

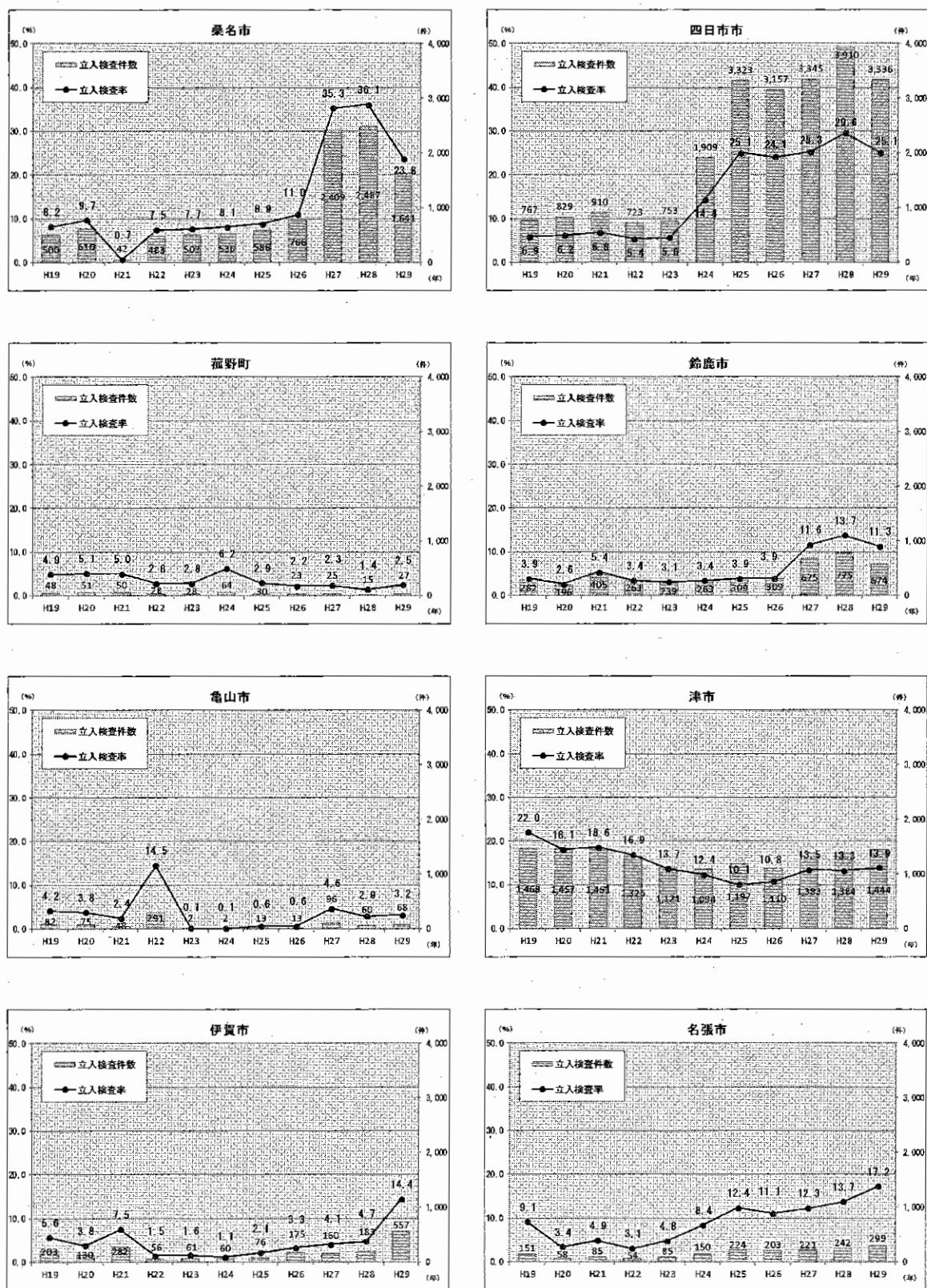
消防本部別救急出動件数
（平成19年と平成29年の比較）

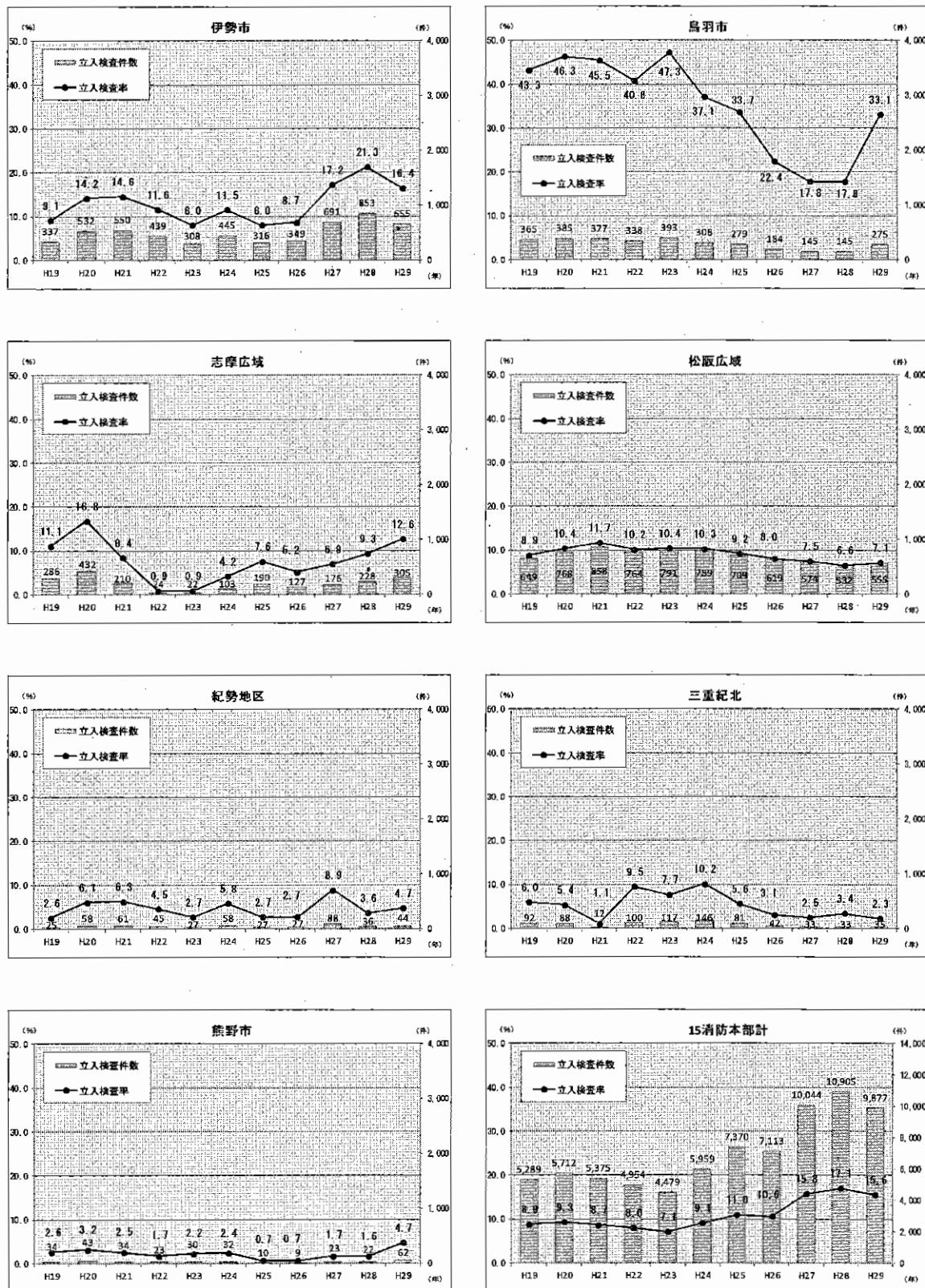


本部名	救急出動件数	
	H19	H29
桑名市	6,925	8,942
四日市市	12,928	14,444
菰野町	1,248	1,480
鈴鹿市	6,802	9,292
亀山市	1,648	2,281
津市	11,392	14,901
伊賀市	4,049	4,809
名張市	2,671	3,373
伊勢市	5,678	8,088
鳥羽市	1,201	1,461
志摩広域	2,404	4,480
松阪広域	11,169	14,381
紀勢地区	1,338	1,929
三重紀北	1,931	2,082
熊野市	2,025	2,217
計	73,409	84,160

出典：平成19年救急調査、平成29年救急調査

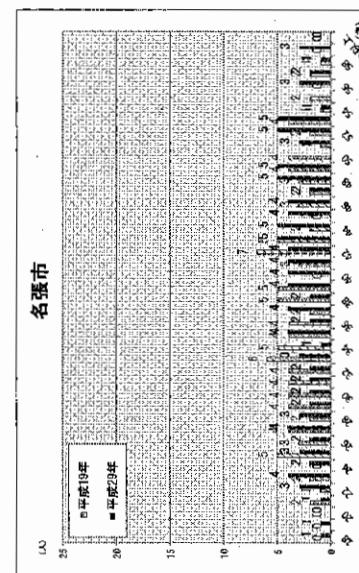
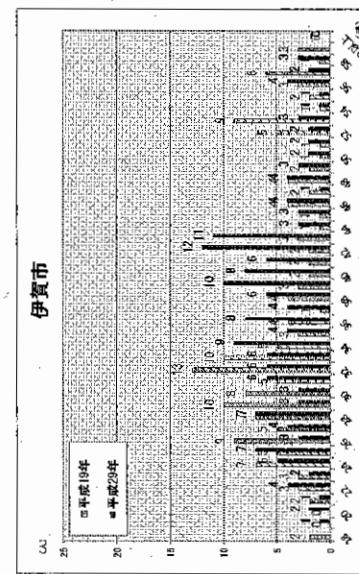
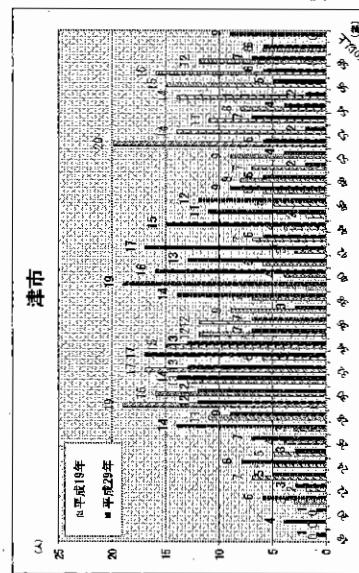
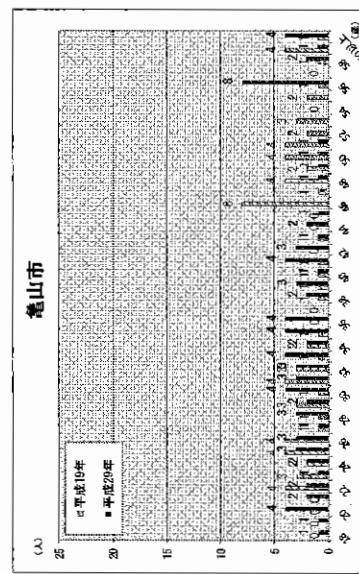
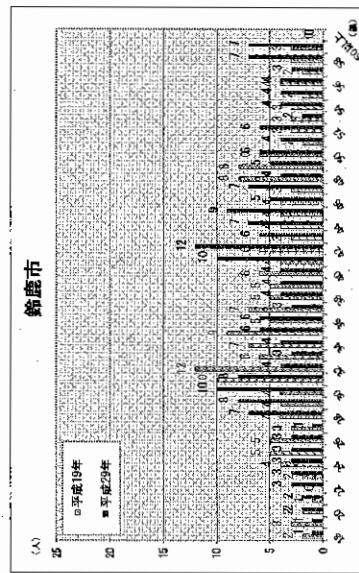
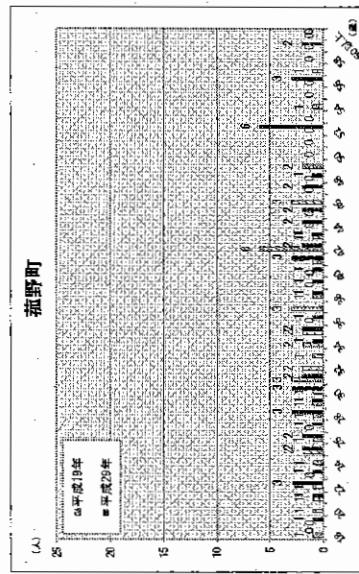
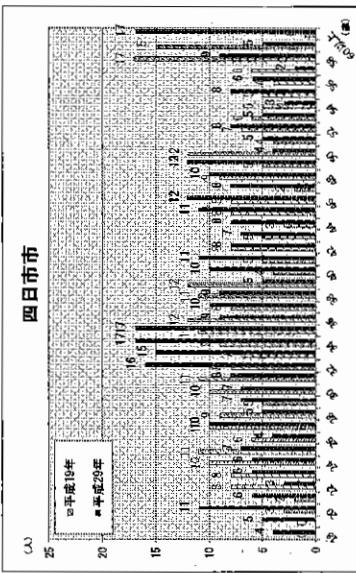
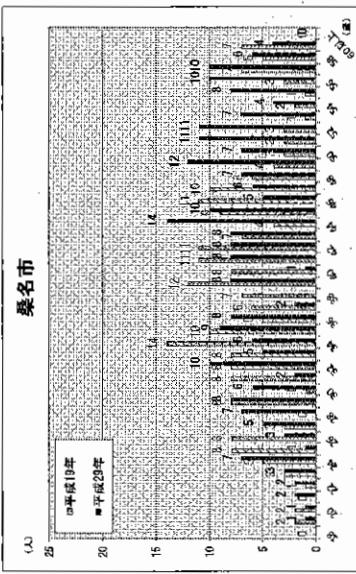
消防本部別立入検査件数及び立入検査率の推移

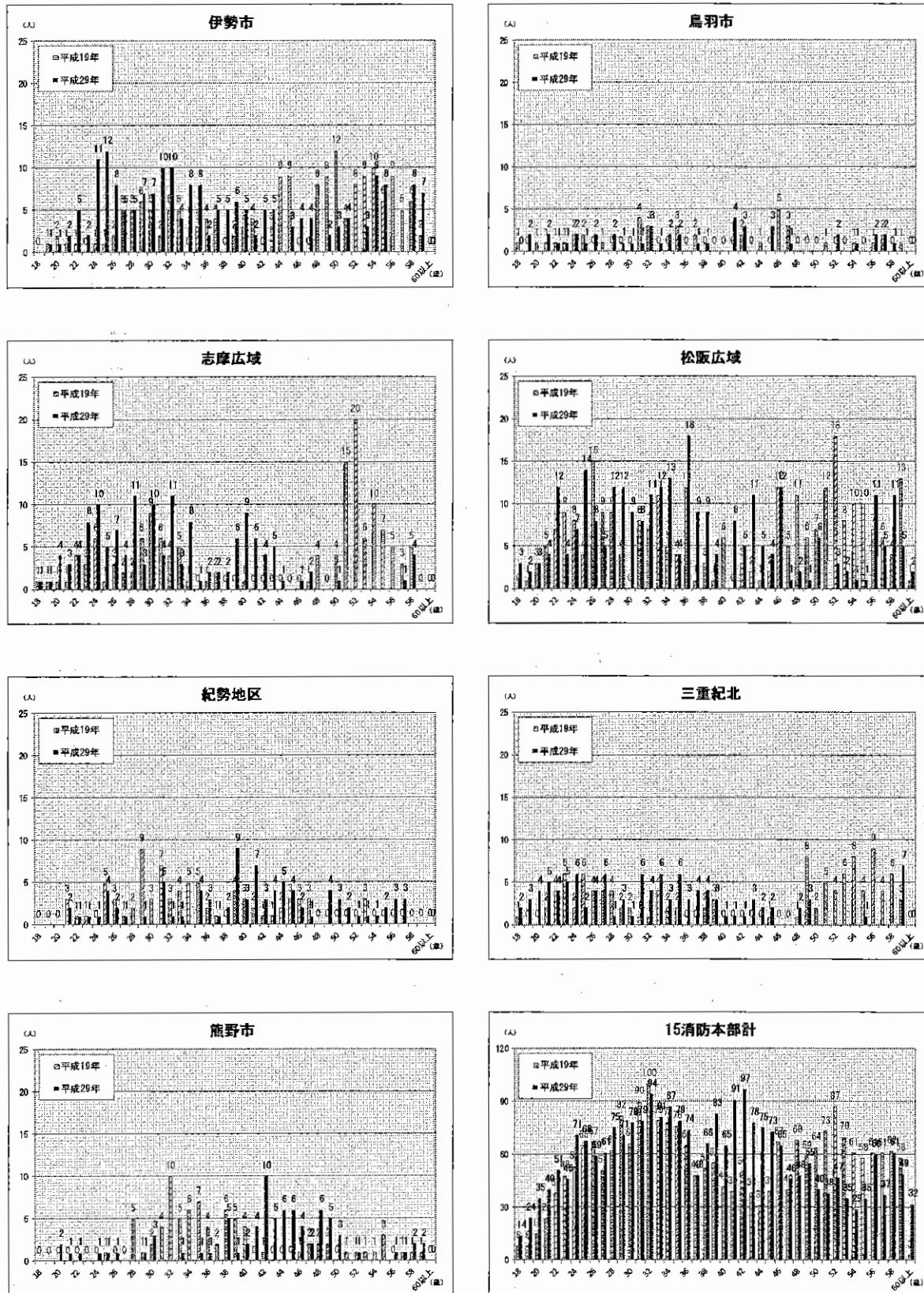




出典:平成19~29年防火対象物実態等調査

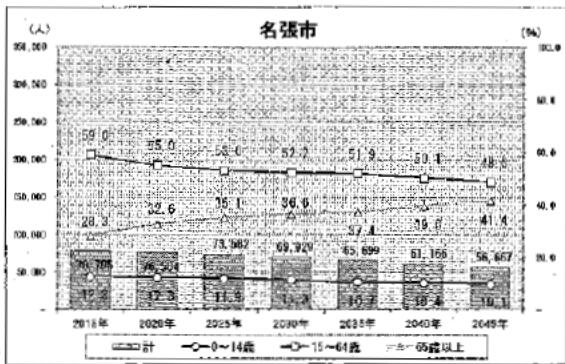
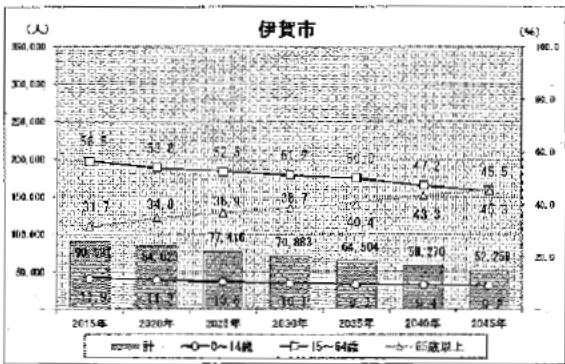
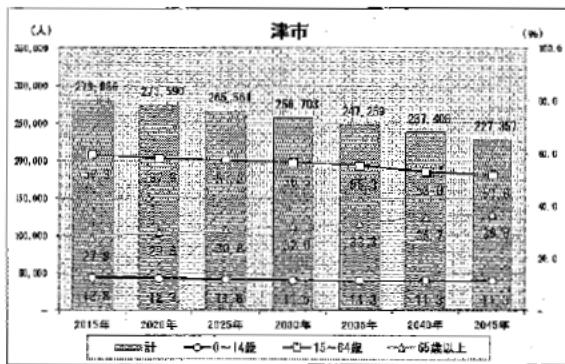
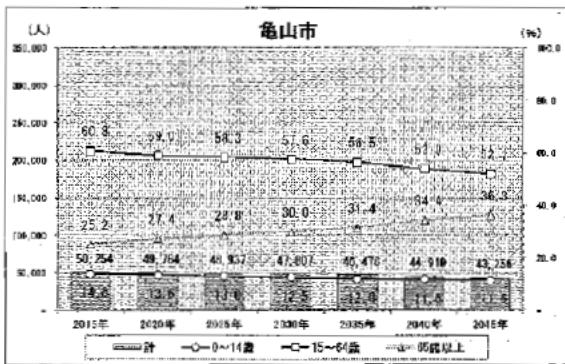
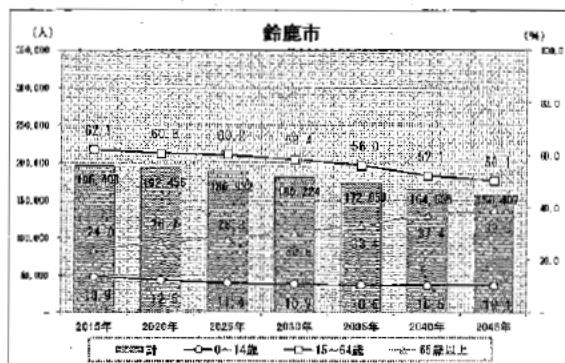
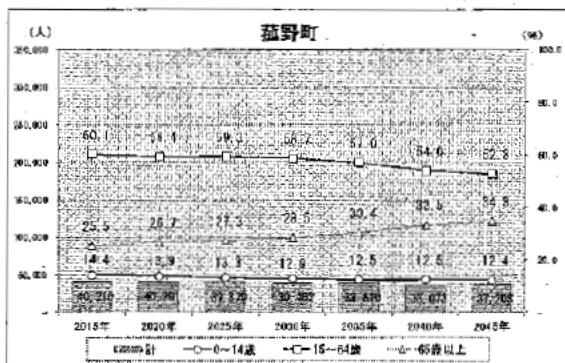
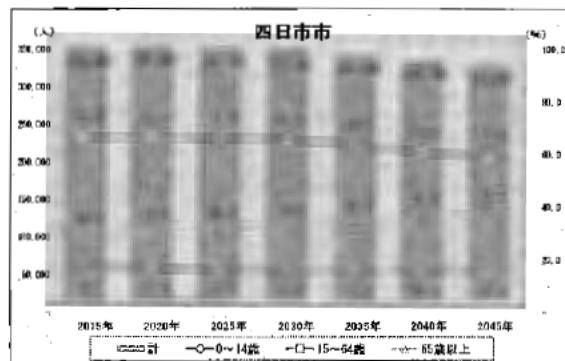
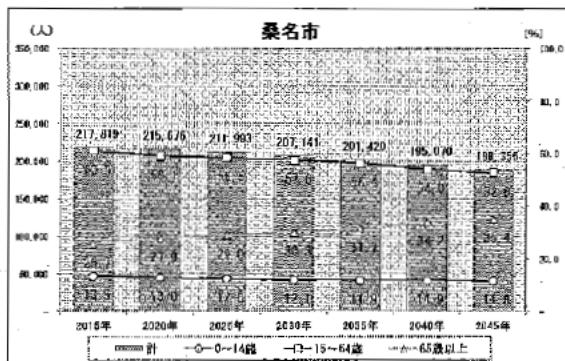
平成19年と平成29年における消防吏員の年齢構成

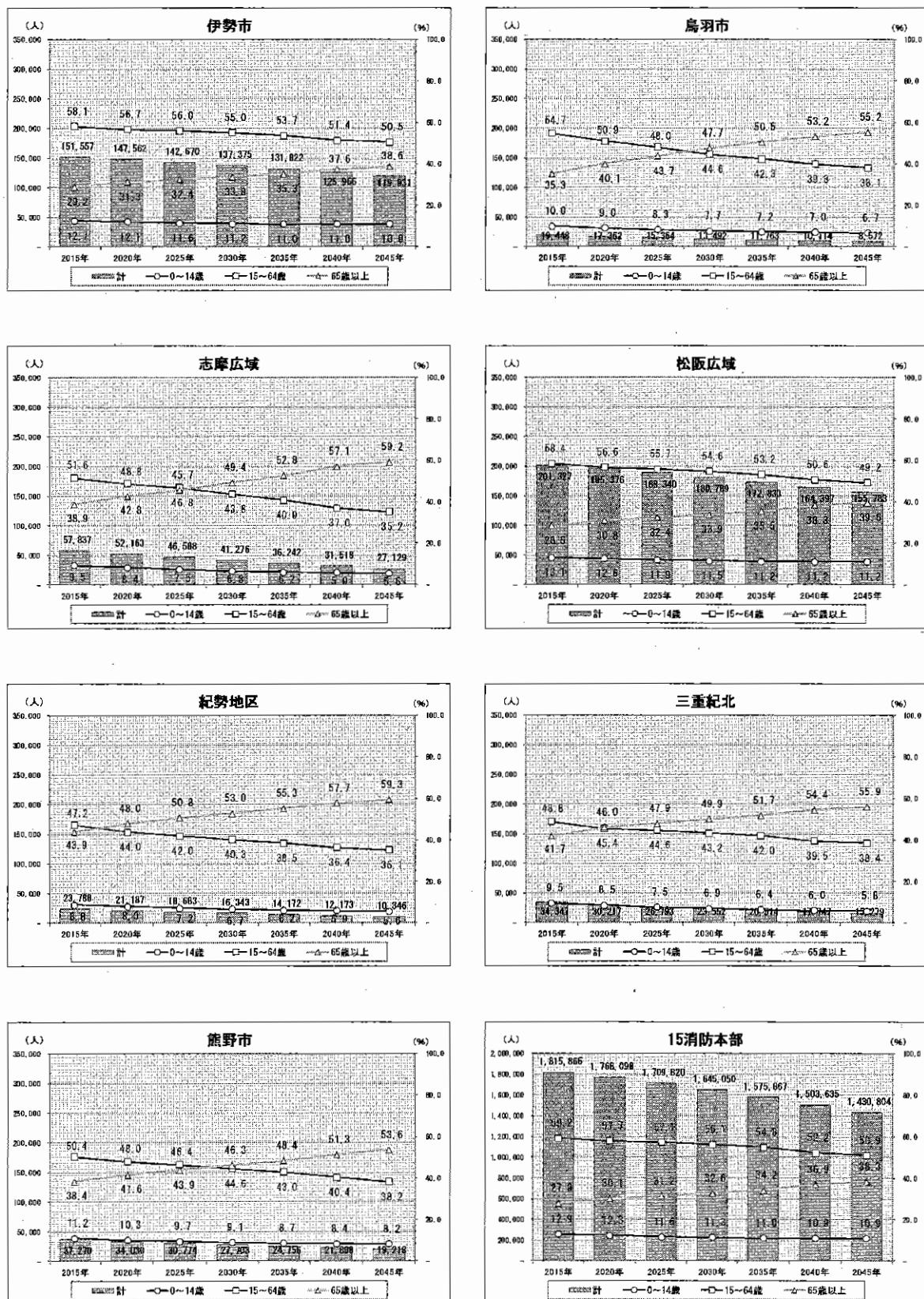




出典：平成19年・29年度消防防災・震災対策現況調査

消防本部別管轄区域における将来推計人口





出典:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口

消防力力一下樣式

平成30年度 消防力カード	番号	都道府県名	消防本部名	形態	構成市町村 名稱
				施	

1 組織に係る基礎事項

管辖面積 (km ²)	管轄人口 (人)	消防 隊員 (人)		消防 官員 (人)		勤務体制	採用更員 (人)		前年度採用官員 (人)		前年底度採用官員 (人)		3か年平均採用官員 (人)		消防 員 (人)		
		人數	人口千人当り 指揮第1班額・充足率	人數	平均年齢		人數	女性更員數・率	人數	女性官員數・率	人數	女性更員數・率	人數	女性官員數・率	人數	人口千人当り 平均年齢	女性官員數・率
島根県	1,113	1,030	1.00	1,030	35.0	常勤	1,030	100%	1,030	100.0%	1,030	100.0%	1,030	100.0%	1,030	35.0	100%

2 職員・隊に係る事項

救助隊員	救急隊員	救急救命士	認定救命士	救助隊
救急隊 隊員 人数	救急隊員 女性隊員数、率(%)	有資格者数、率(%)	女性救急救命士 有資格者数、率(%)	認定救命士 エビカルリンク認定者数(人)
救急隊 隊員 人数	救急隊員 女性隊員数、率(%)	有資格者数、率(%)	女性救急救命士 有資格者数、率(%)	救助隊 隊員 人数

3 消防施設に係る事項

4 消防活動に係る高額

年月日	施設名	火災出動		救急出動件数		救急搬送人員		現場測定 結果(%)	病院収容率 平均値(%)
		件数	被災者・人時(%)	件数	回数	人員数	一時あたり		
平成25年1月	新宿駅	1	0.00	1	1	1	1	1	100

5. 消防防災関連社画・協定締結に係る事項

6. 広報活動に係る事項

◎ 活動辦法

7 その他特殊要因

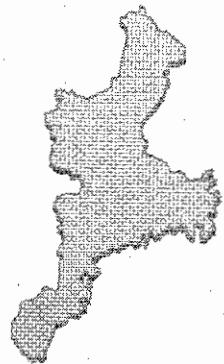
一の市町村の 一部地域のみ管轄	簡易	過疎	(自由記入)	(自由記入)	(自由記入)

9 現状・課題の分析と対応方針

1. 高木落葉(明秋・深秋・割落方針)	2. 深葉: 墓(現秋・深秋・刈落方針)	3. 消防施設(現秋・深秋・刈落方針)

10-10-10 氮磷钾复合肥料 (40%)

10 今後の消防体制について（経済）



三重県消防広域化及び連携・協力に関する
推進計画（仮称）（中間案）

平成30（2018）年12月

三 重 県

（防災対策部消防・保安課）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

T e l : 059-224-2108 F a x : 059-224-3350

E-mail : shobo@pref.mie.jp